

近藤徳太郎が学んだ「里昂織物学校」とは
どこであったか

川 村 晃 正

Where was 'Lyon Fabric School' in which
Tokutaro Kondo studied?

Terumasa Kawamura

近藤徳太郎が学んだ「里昂織物学校」とはどこであったか

<目次>

1. はじめに
2. 近藤徳太郎とリヨン留学
 - 2.1 京都府の勸業政策
 - 2.2 近藤徳太郎ら8名の留学生派遣
3. 「里昂織物学校」
 - 3.1 「里昂織物学校」とはどこか
 - 3.2 東京工業学校教授吉武栄之進のリヨン視察報告
4. リヨン高等商業・織物学校
 - 4.1 近藤徳太郎の留学生活の一端
 - 4.2 リヨン高等商業・織物学校の概要
 - (1)織物科の創設とその概要
 - (2)学校の組織形態・運営・授業料
 - (3)奨学金
 - (4)外国人生徒受け入れ
 - (5)リヨン高等商業・織物学校の在學生
 - (6)リヨン高等商業・織物学校同窓会
5. おわりに

1. はじめに

ここでとりあげる近藤徳太郎（1856-1920）は、明治以降日本の織物業近代化、とりわけヨーロッパ先進技術の日本への導入とその普及にあたって大きな役割を果たした人物である。近藤は、1877（明治10）年に京都府から勸業留学生としてフランスのリヨンに派遣され、「里昂織物学校」に入学、現地の織物工場等で実習しつつ、激変するヨーロッパ絹織物業の最先端の技術と産業情勢を修得したのち、82（同15）年に帰国した。

帰国後、5年におよぶ留学経験を踏まえて、近藤は京都府「御用掛」としては京都博覧会品評部長、京都織殿長を、他方で農商務省「御用掛」を兼務して同省主催「繭・生糸・織物・漆器・陶器」五品共進会の織物審査官を努めるなど、府や国の勸業政策の担い手として織物技術の向上に尽力した。また、官を辞してからは1887（同20）年に設立された京

都織物会社の織物技師長として、その近代的織物工場立ち上げに大きく関与するとともに、京都織物辞職後は川島甚兵衛織物工場長となって、民間織物工場の近代化に貢献した。その後、95（同28）年に設立された栃木県工業学校の初代校長に迎えられて、晩年にいたるまで織物産地の実業教育あるいは業界指導に身を捧げた。

本稿は、日本織物業近代化に大きな足跡を残した近藤徳太郎の学理・技術修得の原点ともいえる「里昂織物学校」がいったいどこであり、また「里昂織物学校」とはどのようなものであったのかを確認することを課題とするものである。これまで、近藤徳太郎の軌跡をたどった研究としては、西方兵衛『足利繊維産業の啓発者 足工初代校長近藤徳太郎伝』（同刊行会、1996年）、前沢輝政『近藤徳太郎 織物教育の先覚者』（中央公論事業出版、2005年）、日下部高明『京都、リヨン、そして足利』（随想舎、2001年）の三著がある。

西方氏の著書は、栃木県工業学校長として足利に着任するまでの近藤徳太郎の足跡に大きなスペースを割いて、校長就任までの徳太郎の人間形成に焦点をあてて叙述したものである。前澤氏は履歴書や日記に拠りつつ、とくに栃木県工業学校長としての事跡を詳細に述べている。日下部氏の著書は、近藤徳太郎に関しては西方氏に依拠しつつ、徳太郎を経軸に、京都・リヨン・足利を横軸にして、日本絹織物業の近代化や、産地の織物業について広い視野で述べたものである。これら三著によって、近藤徳太郎の軌跡の全容はかなり明らかとなったが、彼の織物技術・学理修得の原点ともいえる「里昂織物学校」については必ずしも十分に明らかにされているとはいえない。

本稿は、徳太郎の学んだとされる「里昂織物学校」の確定を試みようとするものである。以下では、先学の研究に依拠しつつ、最初に徳太郎がリヨンに派遣された経緯を述べ、次ぎに彼が入学したとされる「里昂織物学校」の確定を限られた手許資料で行い、最後に「里昂織物学校」すなわち「リヨン高等商業・織物学校」の態様の一端を垣間見ることにしたい。

2. 近藤徳太郎とリヨン留学

2.1 京都府の勸業政策

幕末維新の動乱によって京都は大きな打撃を受けた。京都の基軸産業である西陣絹織物業も、開港後の大量輸出による原料生糸の高騰・「払底」と、他方で政治変動の影響による高級絹織物需要の縮小で極度に衰微した。京都府はこの事態を打開するために、明治政府

からの勸業基金 15 万両と、東京遷都にともなう「御土産金」10 万両を活用して、強力な勸業政策を実施した。京都府は、勸業政策の基本方針として、一方で洋式工業の導入を図りつつ、他方で既存の在来産業・伝統産業の改良・振興をかかげ、その一環として、勸業施設の設置、留学生の派遣による新技術・機械の導入、博覧会開催などを積極的に行った⁽¹⁾。

海外貿易の伸展によって西洋と日本との技術差の大きさが明らかとなり、それに危機感を募らせた京都府は、西陣機業の発展のためには先進国の洋式織機と新技術の導入が必要と考えた。そこで、1872（明治5）年に西陣の織工3名（佐倉常七・井上伊兵衛・吉田忠七）をフランスのリヨンに派遣して、先進技術の伝習・西陣への導入を企図した⁽²⁾。

京都府の企図には、工部省少輔山尾庸三の強力なバックアップがあった。山尾は西陣を日本織物業近代化の起点とし、「西洋機器二具ヲ買求、先西陣へ暫ク貸与シ、運用為仕」（読点一川村。以下同様）、漸次博多や丹後などの伝統的絹織産地にそれを波及させようと考えた。京都の復興のため積極的な殖産興業政策を遂行しようとしていた府参事榎村正直と、工部省殖産興業政策の推進者山尾庸三との思惑が一致して、西陣織工佐倉常七ら3名のリヨン派遣が実現したのである（〈史料2〉参照）。

佐倉たち3人は、1872年11月17日に神戸港を出帆し、翌年1月13日にフランス国リヨンに到着した。到着早々の1月21日に西陣物産会社世話役宛に郵送された吉田忠七の第1報（〈史料3〉）には、彼らがリヨンの織屋方で見聞きした事柄が、詳細かつ的確に記されている⁽³⁾。

それによると、佐倉ら3名はリヨンの「絹織商ジュルシスレイとルーイシスレイ」の案内で、織屋に見学に行った。彼らが案内された織屋は、2階に平織用力織機60台、階下に30台の織機を設備する織物工場であった⁽⁴⁾。工場内には手機、高機、「蒸気仕掛けの器械」（力織機）が併存していた。製織工程のほかに準備工程の「抜巻」（緯糸の管巻き）や「立扁」（経糸の整経）、さらに精練加工や染色加工も一貫して行われていた。そこでは製織工程ばかりでなく準備工程も「器械ヲ以」生産が行われていた。製品は主に単純な平織物であったが、一部に高級絹織物であるピロードや紋織物も製造されていた。幅6尺、丈6尺余の模様織＝紋織物は「高機空引ヲ不用シテ織揚」げられていた。

西陣では紋織物は、「高機」と呼ばれる紋織用織機で織られていた。普通の高機（織手が腰掛けて製織作業ができる織機）の上に模様部分の経糸を引き上げる「天神」と称する装置を付置し、空引工が織機の上に乗って織工と意気を合わせて、紋様用の経糸を引き揚げ

て製織していた。佐倉たちがこの工場で目にした紋織織機は、「空引ヲ不用、結機ヲ不用シテ、ムヤ糸（宇麻糸・馬糸。経糸を通す小間の上下に取り付けた綾糸。傍点一川村）而已ニ而、壹本ノ踏木ヲ以模様織出来」る、いわゆるジャカード織機であった。リヨン人ジョセフ・マリー・ジャカル（Joseph Marie Jacquard,1752-1834）によって考案されたジャカード織機は、通常の織機の上に堅針と横針とで構成された開口装置を付けたものである。それは、紋織用経糸の上げ下げ操作を指示する小孔をあけた多数の紋紙を機の上に掛け、模様に応じて紋紙の選択作用によって、縦針1本ごとに連結した紋様用の経糸が引き揚げられて製織する「器械」であった。この装置があれば空引工は不用で、織工が「壹本ノ踏木ヲ以」複雑な模様織を織ることができたのである。また、蒸気機関の動力によって製織作業をする平織用の力織機も彼らが初めて見るものであり、1人の織工が織機1台を担当して、1日当たり12時間労働で3丈余（約9～10メートル）も生産していた。手と道具の世界で育ってきた西陣の熟練織工にとって、ジャカード織機や蒸気機関の動力で作動する力織機などのメカニクな世界は、驚嘆に値するものであったといえよう。

西陣と大きく異なる「工場」内の生産形態・設備を見て、彼らは改めてリヨン派遣の使命を確認した。一つにその織法のマスターであり、もう一つはこれらの先進的生産機器の購入であった。経糸と緯糸との組み合わせによって組成されている織物の製織方法は、手織機であろうと、力織機やジャカード織機といった鉄製のメカニクであろうと、本質的に「同断ニ有之」と思われた。織法伝習の可能性を見極めたところで、織工教授の費用を尋ねると、1人につき1ヵ月あたり350フラン+食費150フラン=500フラン、これに加えて下宿代が必要であった。「不通語之モノ江伝習ニ付」思いのほか技術教授料は高価なものとなったのである。

他方、先進的生産機器の購入については、蒸気機関によって稼動する力織機は「機械の代価凡千五百ドル余ニ付猶数拾挺壹連ニ相成、外ニ下機小器械等モ壹連ニ有之」ため、大変高価なものであった。伝習生派遣にあたって政府から下付された資金は「往返之旅費滞留入途器械御買上代」含めて4,600ドルであったから、「蒸気仕掛ケノ器械」の購入は自分たちの判断の範囲を超えるものであった⁽⁵⁾。「器械」購入については西陣物産会社=明治政府に判断を委ねる一方で、彼らは「手業之平織器械、同綾織器械、其外小道具取揃買入」れて「此織方ヲ伝習」し始めた。これら「手業之織器械」の織法を修得しておけば、「蒸気仕掛之器械織方モ同様」であるから、日本からの指示で「蒸気仕掛之機械」購入となっても柔軟に対応できると考えたのである。

織機購入については、西陣と明治政府とのやりとりを経て、最終的には「一、平織器械拾組 付属品共、一、綾織器械拾組 同断 代金弍千五百円」というものに決着した。こうした判断の背後には、「機織器械代価千五百弗程ト申品ハ、必当会社中（西陣物産会社一川村）へ買入申度處、近来疲弊之折柄金策難行届」といった資金上の限界もあったが、同時に「工部省ニハ蒸気器械ハ、京師水理有之土地ヘハ無益ニ付、成丈手織器械沢山ニ買入可然トノ事ニ付」との工部省の判断も働いていたものと思われる（＜史料4＞）。

さて、1年弱の伝習期間を終えて、1873（明治6）年12月に3名の伝習生のうち佐倉常七と井上伊兵衛の2名が帰国した。吉田忠七は「染法」研究のため、留学期間を半年延ばすことになった。佐倉らは、短期間でジャカード織機による織法をはじめ、準備工程や染色・仕上について操作技術を習得し、日本にはなかったそれらの器械装置・道具類を携えて帰国した⁽⁶⁾。京都府は、翌74年3月に開催された第3回京都博覧会で彼らが持ち帰ったジャカードやボタンを装備した織機類、金箆や紋彫器などの器具を展示するとともに、同年に織工場を建設して、これらの諸機械の据付と試運転を行った。そして、75年1月から伝習生を集めて先進的な織物生産機器と洋式織法の普及をはかったのである。

新生産機器と新技術の受容という点では、持ち帰られた鉄製ジャカード織機は、早くもそれをもとに西陣の機大工荒木小平によって鉄製部分の大部分を木製にした模造がなされた。模造品は1877（明治10）年に開催された内国勸業博覧会に出品された。

京都府は、1878年に洋式織機と模造織機合わせて80台を「織殿」（織工場を改称）に設置して近代化された設備で織物製造事業を進めた。しかし収支償わず、織殿は81年に民間に払い下げられた。これを機に佐倉や井上は織殿を去り、後継者も洋式機械の操作方法未熟のため、経営難に陥った。

新織法と荒木製木造ジャカード織機は西陣の民間織物業者を刺激した。1880（同13）年には佐々木清七織物工場が荒木製ジャカード織機を使用して製織に成功した。西陣でも徐々にジャカード織機を使用した絹織物製造業が広まっていったが、洋式機械・織法の本格的な普及・定着には、学理にもとづく完全な使用法の修得が避けて通れない課題として立ちだかっていたのである⁽⁷⁾。

2.2 近藤徳太郎ら8名の留学生派遣

かつて京都府の御雇外国人として中学校仏語教師をしつつ、上述の1872（明治5）年の伝習生派遣にも関与したレオン・デュリー（Léon Dury, 1822-91）は、77年東京開成学校教

師の任を終えてフランスに帰国するに際して、「彼国（フランスー川村）リヨン府ハ、工業製作ヲ以名ヲ得タル都邑ニシテ、土風民業粗京都ト趣ヲ同フスルヲ以、該地ニ就テ修業セシムル時ハ、学識実業ヲ兼帰朝之后、府下ノ民産工芸ノ進歩ヲ助クヘキ学生ヲ成業為サンコト疑ヲ不容」（〈史料6〉参照）と、あらためて京都府に勸業留学生をフランスに派遣することを献策した⁽⁸⁾。それを受けて、京都府は織物だけにとどまらず、広く京都産業の近代化に資する学理と実技を学ばせるために、新たに8名の留学生を選んでフランスに派遣することを決めた。

ところで、このデュリー献策の背景には、1876（明治9）年8月26日にフランス政府外交官パスポートで東洋の宗教調査に訪日したエミール・ギメ（Guimet, Emile Etienne, 1836-1918）と京都府首脳との交流があった。わずか2ヶ月余の短期間の滞在ではあったが、リヨンで染料製造工場を経営する実業家でもあるギメは、京都府権知事・榎村正直ら京都府首脳に日本社会近代化に向けて多くの示唆を与えた⁽⁹⁾。

ギメは、リヨンに東洋語学校を創設するという構想をもっており、その一環として日仏学校の創設、日本からの留学生派遣を榎村に諮った。経費負担の点についても具体的で、ギメが留学生のリヨン滞在費を負担し、その渡航費は日本政府が持つことを提案した。榎村はこの構想に賛意を持ち、ギメが離日したあと同年11月にギメと京都府との間で取り交わした条約書を添付して政府に伺いをたてた。しかし、政府は「明治十年四月十五日 是ヨリ先キ、府民歌原十三郎近藤徳太郎等仏国遣官エミールギメ氏ノ請ニ応シ、方ニ彼国ニ渡航センコトヲ連署シテ本府ニ申請ス、是日本府之レヲ内務省ニ介申ス、後チ省批アリ、聴サ、ルヲ以テ竟ニ航海ヲ果サス」（〈史料5〉）との判断を下した。京都府の企図が政府に聞き届けられなかったのは、「條約面疎漏」であり「猶精密取調」を要するとの内務省首脳の見解があったからである。

このギメの構想は、ギメの離日後デュリーの手によって実現されることになった。1876（明治9）年に結ばれたギメとの条約書（〈史料5〉）と、翌年4月に取り交わされるデュリーとの条約書（〈史料6〉）とのもっとも大きな相違点は次の2点である。

一つは、前者が文化交流に力点を置いていたのに対して、後者は勸業のための修学的を絞り、留学生派遣目的を明確にしたことである。ギメとの契約では、「彼国リヨン府ニ開設スル学校ニ於テ、和漢学生徒ニ教授スル補助トナスヘキタメ、既ニ仏語ヲ学ヒ得タル日本学生ヲ雇ヒ、其給料ニ換ルニ各所欲ノ一科ノ芸術ヲ学ハシメ」（〈史料5〉参照）とあり、ギメがリヨンで設立する日仏学校で近藤徳太郎、歌原十三郎ら留学生に日本語教授の補助

をさせつつ、その対価としてリヨンでフランス語と「各所欲ノ一科ノ芸術」を学ばせるというものであった。それに対して、デュリーとの契約では、「府下有用之諸業ヲ習熟為致度、彼国リヨン府ハ工業製作ヲ以名ヲ得タル都邑ニシテ、土風民業粗京都ト趣ヲ同フスルヲ以、該地ニ就テ修業セシムル時ハ、学識実業ヲ兼帰朝之后、府下ノ民産工芸ノ進歩ヲ助クヘキ、学生ヲ成業為サンコト」（〈史料6〉参照）と、勸業政策の一環としての留学生派遣であることが明確に示されているのである。

二つめは、後者では詳細な費用見積を記し、かつその費用は京都府で自己調達する旨が記されていることである。西南戦争等で財政的に窮迫していた政府にとって、京都府が自前で派遣費用を負担するということであるならば、何ら反対する理由はなかったといえよう。

かくして、ギメの日仏文化交流という壮大な構想は、京都府の最重要課題であった勸業目的に現実化されて、実現されることとなった。そして、ギメ—デュリー—京都府の繋がり延長線上において、近藤徳太郎はリヨン派遣留学生の一員に選ばれたのである。デュリーの推薦でギメの国内調査旅行の通訳を務めた近藤徳太郎と歌原十三郎に対して、ギメは「其才気見ル所アルヲ知ル」（〈史料5〉）との評価を持った。ギメの離日後、ギメの構想の実現に積極的に関わっていったデュリーも彼らの語学力、資質、性格ともに留学生として適任と考えたのであろう。

1877（明治10）年7月に、あらためて京都府知事榎村正直は、レオン・デュリーとの契約書を添付して、内務卿大久保利通宛に上申書を提出した。同年8月に政府の「省批」を得て、京都府知事から、留学生8名に対して命令書（〈史料7〉）が下された。徳太郎は「機械学 織物機械ノ運用ヲ学ヒ羅紗毛織ノ仕方ヲモ研究スヘシ」と命じられている⁽¹⁰⁾。府知事は、彼らが学ばなければならないテーマは「術業」であり、それは「府下ノ有益ヲ起ス必学」であることを確認すると同時に、「天文歴史窮理法律ノ如キハ右ニ挙ル所ノ学芸上ニ就テ要用ノ大意知ルニ止リ」「高尚ノ学ヲ修タル為メ期日ヲ費スヲ禁ス」と釘をさしている（〈史料6〉）。

なお、レオン・デュリーとの契約書に記された留学生8名の費用見積は総額1万4,600円の巨額にのぼった（〈史料8〉の〔備考〕）。京都府は、その資金調達として、〈史料8〉が示すように、これまで府税の枠外に置かれて「地方限り処分」できた「管下遊所へ賦課スル遊女席貸等之税金」1万5千円のうち、「明治十年中税金凡一ヶ月式千五百円ノ内、半方千式百五拾円」を充てて、「有用ノ工技学業ヲ扶クル転化法」で対応することにしたの

である。

かくして、近藤徳太郎等 8 名の留学生一行は、1877 年 11 月 20 日に横浜を出航して留学の途についた。マルセーユに着港したのは翌年 1 月 2 日であった。近藤等留学生はマルセーユで「サンシャール学塾」に入学した。「同校ハ『コレジュ』ニシテ政府認可学校ナリ、高等中等教育ヲ為ス・・・小生（近藤一川村）ハ仏語ノ復習ヲ目的トシ 又各学科ヲ聴講セリ 其間凡ソ四ヶ月」⁽¹¹⁾ 在学した。デュリーが府知事に宛てた同年 2 月 2 日付けの書状には、新生徒 4 名は「仏語を解し、少しく之を語るに至れり」、旧生徒 4 名は「今専ら学ぶ所は、美術図学を旨とし、工業実施に欠くべからざる原理を学ば」せている様子が記されている。また、榎村に「現今の景況を以て、大いに将来の目的を固くし、生徒帰朝の際必ず京都のみならず貴国に要用の人を供へん事を希望す。（中略）生徒も学科を踏み勉強する故に、方今は実地修業のための学校を搜索す」⁽¹²⁾と書き送っていることから、デュリーは彼らが京都府の産業振興の礎石となるように、新旧生徒それぞれの能力・資質を見極めつつ、適切な学習指示を与えていたことが窺える。

同年 5 月に、近藤ら旧生徒は京都府の内命で、パリで開催されている万国博覧会の京都府出展事務手伝いに出張した。その業務も 11 月下旬に終了した。旧生徒は、リヨンでデュリーが指定する学校に入学し、それぞれの専門分野の勉強をすることになった。「勸農局で養蚕と製糸・撚糸を研修していた近藤先生と、家業の織物業を継ぐ今西直次郎の二名はリヨン織物学校へ入学する。又、歌原十三郎はリヨン南西にある炭鉱町サンティチェーンの国立ミーン鉱山学校へ、横田万寿之助は当初リヨン近郊のヴィルフランシュ工業学校予備校に入った後、リール工業学校で製麻を勉強する予定であった。近藤先生がデュリーの指定に従い、「リヨン織物学校」に入学したのは、同年も 12 月に入ってからであった。」⁽¹³⁾。

3. 「里昂織物学校」

3.1 「里昂織物学校」とはどこか

では、近藤徳太郎が留学した「里昂織物学校」とはどこであったのだろうか。西方兵衛氏は、著書のなかで「近藤先生は京都府派遣の勸業留学生として明治一〇年（一八七七）から、当初の予定を延長して一五年（一八八二）まで足かけ六年をフランスに滞在し、リヨン織物学校には明治一〇年一二月に入学し、一五年二月に同校を卒業と履歴書に記載されてある」と述べ、「近藤先生の履歴書には“明治一一年一二月六日里昂織物学校ニ入学”

と記した次に、() 書で、“現今市立織物学校前身”と付記してある」(下線一川村)と記している⁽¹⁴⁾。

西方氏は、履歴書に書かれた「里昂織物学校」(“現今市立織物学校前身”)が何所であったかを確定しようと種々手を尽くした。そうしたなかで、前節で引用した『日本の開国—エミール・ギメ あるフランス人の見た明治—』の著者尾本圭子氏(パリ・ギメ美術館員)を知り、尾本氏から次のような教示を得た。「リヨン織物学校はフランス語で *Ecole de tissage (de Lyon)* と呼ばれていましたが、現在も引き続き存続し、その名称は *Lycée technique Diderot* となりいずれも市立のものとのことです。なお現在の住所は 43, cours Général Giraud, 69001 Lyon 電話 tel.78-28-20-41 とのこと。尚この学校の古文書類はリヨンを市立図書館に移管されてあるとのことです。(Bibliothèque municipale de Part Dieu)」。西方氏は、これを受けて「何れかの機会に関係有志が是非現地に赴き確認されることを切望する次第である。」と結び、近藤徳太郎が学んだ「里昂織物学校」についての確定を後考に委ねているのである⁽¹⁵⁾。

ちなみに、前澤輝政氏も、日下部高明氏もともに「里昂織物学校」については履歴書にもとづいた西方氏の説に依拠している。とくに、日下部氏は西方氏の提言を受けて、1997(平成9)年にリヨン織物学校の後身とみなされている「ディドゥロ職業・技術・一般教育総合学校」(略称リセ・ディドゥロ)を訪れ、すっかり近代的建造物に変貌したその姿を確認した⁽¹⁶⁾。しかしながら、近藤徳太郎がそこに在籍し学んだという確証はなされていない。

3.2 東京工業学校教授吉武栄之進のリヨン視察報告

ところで、明治30年代初めに、イギリス毛織物工業の中心地ヨークシャーのリーズ大学に留学していた東京工業学校教授吉武栄之進は、留学期間を利用してフランスのリヨン絹織物業を視察した。吉武はその模様を1900(明治33)年1月付けで『大日本織物協会会報』に次のように報告している⁽¹⁷⁾。

吉武は、まず「近年欧米人は本邦人が各種の工業を起し以て彼等の競争者とならんとすることを恐れ特を<ママ>本邦人の工場を縦覧するを謝絶するの景況なる。」とし、明治20年代から本格化していった日本絹織物輸出について、リヨンでも警戒心を持ち始めていたことを記している。そうしたなかで縦覧できたのは、染色工場や製織または織機・機具製造業数工場にとどまり、しかもそれらは領事館員が親しくする工場主か、本邦人の得意先の

工場に限られていたと、調査の限界を指摘している。

吉武は、限られた工場視察をもとに「リヨン機屋の将来」あるいは「色染業及絹増量」について述べた後、リヨンにある2カ所の織物学校について触れ、「其設備等織物をもって世界に有名なるリヨンの学校としては十分ならざるか如し」（129頁）と評価している。それら2つの学校とは、一つは(a)「里昂市高等商業学校内の織物部」(Ali Cole Sukerceure de Commercee de Tgon<ママ>)であり、もう一つは(b)「里昂織物学校」(Ville de Lgon Ecole de municikol tssofe lheosie et krutiaue<ママ>)であった。

吉武の見たこの2つの織物学校の概要をかいつまんで示すと以下のごとくである⁽¹⁸⁾。

(a) 「里昂市高等商業学校内の織物部」(Ali Cole Sukerceure de Commercee de Tgon<ママ>)

- ・ 教員1名講義を担当する。
- ・ 実修掛3名。実修を授業し且つ機械の整頓に従事。他に工女がいて整経・緯巻等機織の準備工程を担当。
- ・ 生徒凡そ20名。
- ・ 機械、整経、繰返機等準備機械一通りを1室に備えている。力織機20台許（内1台は木綿織用、他は皆絹織物用）。紋織機は「多クヴェルドール式」のものを用い、ジャカード式は至って少ない。縫取織機、天鵞絨織機、リボン織機等各種の力織機を備える。これらは仏・独・米等の製造に係わるものである。
- ・ 手織機は45台。
- ・ 整経・緯巻は織物に大いに関係あるもので、この工程に欠点があれば善良なる織物を織ることはできないので、生徒が実修で織る場合も熟練工女がこれらの準備をし、それを生徒は見学するのに止めている。
- ・ 1室に力織機1台を完全に解体したものを備え置いて、生徒に組立練習を行わせる。
- ・ 発動機は8馬力の瓦斯タービンをもってダイナモを回転し、それで得た電力でもって、すべての機械を運転する。「直接に瓦斯発動機を用ゆるは動力抱整ならすして絹織物には不適當なりと云ふ」。

(b) 「里昂織物学校」(Ville de Lgon Ecole de municikol tssofe lheosie et krutiaue<ママ>)

- ・ この学校は前記の高等商業学校よりも低度なものである。夜学校を併置していて、昼間工場において就学している者に夜間織物に関する講義を行う。
- ・ 教員は3名ばかりで、外に実修掛の者がいる。
- ・ 生徒数は、本科（理論実修兼修のもの）28名、夜学校で講義を聞く者280名。

- ・織物に関する講義で養蚕製糸撚糸等に関する事項も教授するという。これらの使用する機具機械も一通り設備する。
- ・機械、力織機 15 台ばかり、手織機 15 台ばかりを設備し、「一ヵ年間に生徒をして凡三十種の織物製造を練習せしむと云う」。
- ・瓦斯発動機を用いて諸機械を運転する。

吉武は、これら 2 種の織物学校について、一つはリヨン高等商業学校付設の織物学校であり、もう一つは市立の織物学校であるとの認識を持っていたようである。では、どちらの織物学校が 1878（明治 11）年 12 月に近藤徳太郎の入学した「里昂織物学校」だったのであろうか。徳太郎は自分が入学した織物学校を「現今市立織物学校前身」と書いているので、後者の「里昂織物学校」（Ville de Lgon Ecole de municikol tssofe lheosie et krutiaue ?）に入学したとみることもできる。

だが、このリヨ化市立織物学校は、近藤徳太郎がリヨンに到着して織物学校に入学した 1877 年 12 月にはまだこの世に存在していなかったのである⁽¹⁹⁾。というのは、リヨ化市立織物学校は、1881 年に「リヨ化市立織物学校設立計画検討委員会」が設置され、83 年に市議会の承認を得たのちやっと具体的に動き出し、開校したのは 86 年になってのことであったからである。近藤徳太郎が日本に帰ってから設立されたのである。そうすると、徳太郎が入学した「里昂織物学校」は、リヨ化市立織物学校ではなくて、商業会議所が設立した「リヨン高等商業学校付設織物学校」（以下では「リヨン高等商業・織物学校」とする）であった可能性が高い。もしそうであったとしたら、その所在地は 34rue de la Charité にある現在の織物博物館（Musée des Tissus）ということになる⁽²⁰⁾。

4. リヨン高等商業・織物学校

4.1 近藤徳太郎の留学生活の一端

前澤輝政氏によると、近藤徳太郎は 1878（明治 11）年 12 月に織物学校入学後すぐに「リヨン生糸検査所」に志願伝習生として入所して翌年 8 月まで伝習し、同所長から伝習終了の「証明書」を与えられている⁽²¹⁾。また、80 年 3 月初めより校命でリヨン所在の織物業関連の工場実習に従事したり、さらには翌 81 年 1 月から 1 年間フランス国内はもとよりイタリア、スイス等の外国まで出掛けて工場見学・実習を行ったりしている。徳太郎の『履歴書』に依拠した前澤氏の著書によると、徳太郎の 1 年間におよぶ実習、研修の大要は以下

のとおりである⁽²²⁾。

- ・明治14年1月初旬：仏国サンテチェンヌ市「モーリス・ムーラン」織物工場でリボン織物を研究。
- ・同年4月初旬：仏国ブルゴワン市ヂェドリシュ氏の工場で力織機の製作及び力織機応用の織物製造を研究。
- ・同年7月中旬：伊国ミラン（ミラノ）市ガイタノ氏の製糸及撚糸専門工場に入り、製糸撚糸の業を研究。そのかたわらその近くの絹業専門工場を視察。
- ・同年8月下旬：瑞西国デュリック（チューリッヒ）市シベル氏の世話で、その近くの一工場を視察。同時に撚糸工場や絹糸工場などをいくつか見学。
- ・同年9月初旬：仏国アン県ソーゼ村「ボノーム」氏工場で、麻及木綿織物を研究。
- ・同年9月下旬<ママ>：仏国シャレー村所在のヴキリヨン合名会社織物工場において綿緯縺子その他の織物を研究。12月23日に帰校。
- ・明治15年2月2日、リヨンの織物学校において、織物の原理及び実修（実習）を卒業。

これをみると、徳太郎は学校に籍を置きながら、かなり自由度の高い学修生活を送っていたといえる。調査・研究の内容は、絹織物業だけにとどまらず、製糸業、撚糸業、さらには麻工業や木綿工業にまでその範囲を広げ、しかも地域的にもリヨンの隣地サンティエンヌ（絹リボン工業の中心地）にはじまり、イタリア（ミラノ）、スイス（チューリッヒ）などのヨーロッパの有力絹工業国にまで及んでいる。さらに、各地の有力工場に入りこんで実地の研修を行っていたのである。そうしたなかで、フランスきっての力織機などの繊維機械製造会社であるブルゴワン Bourgoin の DIEDERICHES を訪れ、力織機の製作や力織機を用いた製織法を工場に入りこんで実習している点、前述した彼の留学目的である「機械学」修得の仕上げとも受け取れる⁽²³⁾。もう一つ興味深い点は、シャレー村所在のヴキリヨン合名会社織物工場において綿緯縺子の交織物研究をしていることである。当時日本では、中国からの輸入品・南京縺子（絹綿交織物）の防遏が問題となっていた。その産地対応として、西陣では1873（明治6）年に経糸に練絹糸を用いて、8枚綜紉の縺子織物が案出されていた⁽²⁴⁾。徳太郎の頭の中には、帰国後の徳太郎の果たすべき役割が描かれていたのではなかろうか。帰国後の徳太郎のあり方を理解するうえで一つのヒントを与えているように思われる。

では、こうした徳太郎の留學生活の拠点となり、「学理と実習」の基盤となったと考えられる「リヨン高等商業・織物学校 L'École Supérieure de Commerce et de Tissage de Lyon」と

はどのような学校であったのか。以下では、限られた資料の範囲内でいくつかの項目に分けて見ていくこととする⁽²⁵⁾。

4.2 リヨン高等商業・織物学校の概要

(1) 織物科の創設とその概要

リヨン商業会議所は、1872年設立の「リヨン高等商業学校」に、その工業部門として「織物科」を76年に付設し、「リヨン高等商業・織物学校」とした。商業会議所事業報告書によると、同年6月29日の会議で織物科創設に関わる費用として5万フランの寄付が決議された⁽²⁶⁾。その助成金の総額は77事業年度の絹の水分検査から得られる収入の一部が割かれ、商業学校に払い込まれた⁽²⁷⁾。

織物科創設のいきさつは、『リヨン高等商業学校の51年目』には次のごとく記されている。「リヨンおよびその地域のいくつかの家族が、1876年に絹織物をつくる職業を志す若者に織物の理論と実践を同時に教え、また力織機の使い方も教える織物科を（商業）学校に創設することを求めた。この要求により、（学校）理事会は商業会議所と相談したのち、以下の通り実現することを決定した。この目的のために特別な場所が早急に整備され、10月に紡績機15台と力織機4台で織物科が開校した」⁽²⁸⁾。

備え付けられた機械設備は、ブルゴワンのディードリック、アルザシエンヌ・ムルオーズ社、ルティのオネジェー、ダルケンのトナー、サンコロンプのディードリック、ナンテーム社、ヴェルドル、オルゲンのシュエイター、ファヴェルジュのストーブリ、リヨンのメイヤー、ヴォワロンのブリセット等々の織物関連機械製造業者から寄贈されたものであった⁽²⁹⁾。

「織物教育は当初メシア氏 M. Maisiat に任されたが、1878年にロワール M. Loir 氏に交代し、多くの人に賞賛された。1902年からペイアン氏 M. Payerne が協力しており、彼は染色科も担当している。」⁽³⁰⁾

織物科の（修学）期間は、1890年までは1年間であった。そして、試験でそれに相応しいと見なされた生徒に卒業証書が与えられた。1890年に新しい軍隊法による「利点」（兵役免除）を織物科の生徒にも享受させるために、2年教育を含む絹織物の特別商業科が設置された。生徒は、織物の講座以外に、会計、法律、現代語、地理など、商業科と共通の講座を取らなければならなかった。こうしたカリキュラムの変遷をたどりながら、1923年時点では絹織物部門に次の3つのコースが置かれていた。

(a)より完全な技術の基礎に加えて、絹織物の製造に有用な商業教育を行う2年の普通教育。

(b)織物の理論と実践のみを扱い、織物技術者の基礎を教える1年の特別教育。

(c)工員のための実践教育の補完コースである半年のガレージ教育（実習教育コース）。

このコースはリヨンの織物製造所の要望によって設置された。

卒業証書 *diplôme* は、最終年の試験で100点満点中平均65点以上を取った普通教育の生徒に授与される。65点未満～55点の生徒には教育修了証書 *certificat* を、また学校で1年を終えることができなかつた生徒、あるいは試験で55点をとれなかつた生徒には、教育証明書 *attestation* が与えられた⁽³¹⁾。

(2) 学校の組織形態・運営・授業料

学校は授権資本金112万フラン（1株500フラン・2,240株）の株式会社形態の法人組織として運営された。1898年時点で86万9,000フランが払い込まれていたが、その内訳は設立基金から67万2,000フラン、81年商業会議所払込4万フラン、76年織物学校建設寄付5万フラン、86年アトリエ（作業場）設備補填7,000フラン、86年増資払込10万フランであった。これらは、学校の建物、設備、図書館、商業博物館、織物教育のための特別な機械設備など、学校の不動産として資産計上されている。また動産と可処分資金の価値は12万6,000フランであった⁽³²⁾。

学校は国から1876年～95年の20年間に12万9,000フランの補助を受けたが、補助そのものは84年に廃止されている。国以外の助成金をいっさい受け取っていないので、学校の運営は生徒による授業料で賄っていた。授業料は、予科500フラン、一般商業科600フラン、特別科750フラン、織物科（フランス人生徒）800フラン、同科（外国人生徒）1,200フランであった。織物科の授業料では自国民と外国人との間で差を設けている。これは、前述したリヨン市立織物学校の授業料が絹織物業関係者子弟には年間わずか3フランであったのに対して、外国人は年間300フランの高額の授業料を払わされたことと相通するものがある。

自国生徒と外国人生徒との間の授業料格差における両校間の大きな相違は、両校の対象とする生徒層の相違に起因していたと考えられる。市立織物学校が教育対象とする生徒は、どちらかというとな織物生産の現場を担う織屋親方 *chefs d'atelier* の子弟あるいは職人 *compagnons* 層であったのに対して、商業会議所立のそれはリヨン高等商業・織物学校同窓

会員の職業分析から窺えるように⁽³³⁾、marchands や fabricants と呼ばれる商人あるいは問屋制的経営を行う織元層の子弟、そうした職業分野での起業を志す者であって、いずれにしても商業資本として性格を色濃くもつ織物業関連業者の子弟であったといえよう。さらに、学校経営者の構成や学校の経営方針においても両校には大きな相違があった。前項でみたように、前者の場合学校理事会は市長をはじめ市当局の意向が強く反映される組織であった。市民の大きな割合を占める織屋親方や職人など織物生産従事者の要望を市当局は軽視できなかったのではなかろうか。これに対して後者の場合、商業会議所立ということもあって、理事会 19 名（1936 年時点）の構成は、商業会議所理事（職業不記載）が 7 名ともっとも多く、この他学校関係者 3 名を除く 9 名のうち、織元 fabricants de soieries が 4 名、絹商人 marchands de soie 1 名、染織業者 teinturier 1 名と、いわゆる上層の織物関連業者が 6 名も占めていたのである⁽³⁴⁾。こうした理事会構成においては、市立の織物学校と異なって、リヨン織物業における商業的担い手の意向が強く反映されたことは想像に難くない。海外との交流を深めたい貿易・流通業者が理事会をリードする商業会議所にあつては、技術流出を危惧する絹織物生産者子弟が主たる教育対象である市立織物学校とは異なって、極端な外国人授業料格差の設定は難しかったのであろう。

（3）奨学金

学校の運営費を賄うために、上述のように生徒は高額の授業料を納めなければならなかった。そこで、国、市、商業会議所は経済的に困窮している生徒に給付式奨学金を入学時に授与した。国の奨学金（4 名）はすべてフランス人に適用され、市の奨学金（5 名）はリヨンのマルティニエール学校卒業生に割り当てられた⁽³⁵⁾。そして商業会議所の奨学金（5 名）は商業従業員や成功していない商人の子どもに与えられた。

そうしたなかで、リヨン高等商業・織物学校には特有の奨学金制度があった。商業科では、毎年首席で修了する生徒に 1,000 フランの賞金を与えている。この賞金は生徒の調査旅行の費用に充てられた。その旅程は理事会によって示された。受賞者は予め示されたプログラムに従って、観察した事実についてレポートを提出しなければならなかった。賞金による旅行はたんなる成績優秀者への褒美としてだけでなく、受賞者への有効な教育手段ともなっていたのである⁽³⁶⁾。

一つ例を示そう。後述のリヨン高等商業・織物学校同窓会初代会長であるピエール・パノン Pierre Pagnon は、サンテティエンヌのサン・ミッシェル・カレッジ Saint-Michel

collège で古典学の全課程を修了したのち、1872 年に創立早々のリヨン高等商業学校に入学した。彼は第 1 学年修了試験で首席となり、理事会から優秀賞として旅行奨学金を授与された。彼は、自費で参加した仲間（同志・学友）8 人と連れだって、また商品学教授 *professeur du cours de marchandises* である Roehrig の指導のもとで、ロンドン、それからベルギーやオランダの諸港、主要工業都市を訪れて調査をした。そして彼らはアルザスを経てリヨンに帰着した。彼は、1 ヶ月におよぶ調査旅行の間に、訪問した各国の輸出入の取引に関して丹念なノートを作成し、非常に詳細な報告書を校長に提出したのである。

第 2 年次の卒業試験でまたもやパノンが首席となり、第 2 回目の旅行奨学金を獲得した。彼は、副校長 M. Saint-Cyr Penot の指導のもと、6 人の若い学生の引率者として、イタリアのピエモンテ・ロンバルディアやスイスの製糸業、撚糸業、絹艶出加工業の主要企業を訪問する計画を立てた。さらに、絹工業の生産工程や絹取引の実態をより精しく知ろうとして、彼はアルデシュ県（南仏）の製糸工場、撚糸工場において短期間の実習を行い、フランスと外国とで採用されている *outillages*（機械装置）の違いを比較検討して、学校理事会の賞賛に値する実態調査報告書を書いたのである⁽³⁷⁾。

同様の旅行奨学金が 1877 年に織物科にも創設されることとなった。しかし、学校は新たな負担を負うことができなかつたので、商業会議所に援助を求めた。その結果、会議所は織物科の旅行奨学金として 500 フランを割り当てることにきめた。こうして、会議所は特別に推薦された生徒に対して 1877・78 年度に 1,200 フランの奨学金を計上したのである⁽³⁸⁾。このように、リヨン高等商業・織物学校では、生徒達に理論だけではなく、各地を巡り、現地の実態を自分の目で確かめ、さらに製造工場に入り、生産の実態について身を以て体験することを重視する教育をおこなっていた。優秀な学生には奨学金を給付し、それに外れた生徒の数人が連れ立って、自費でヨーロッパ各地の繊維産地の調査・体験学習旅行を行ったのである。上述したように、徳太郎も「明治十三（1880）年三月から、校令によって課せられたリヨン地区に所在する織物業関連の諸工場現場実習に従事し」⁽³⁹⁾、さらに翌 81 年 1 月初旬のサンテティエンヌのモーリス・ムーラン織物工場を手始めに、同年 12 月 23 日に帰校するまでの 1 年間、国内外各地の工場を見学あるいは実地に工場に入りこみ、研修を重ねた。リヨン高等商業・織物学校の校風もあってか、徳太郎は学校で学んだ学理をこうした調査旅行と工場での実習で体得することによって、留学の成果を確実なものにしようとしたのである。

(4) 外国人生徒受け入れ

「学校は常に外国人に門戸を開いてきた。商業教育の観点から、このホスピタリティの有用性は決して異議を唱えられるものではない、皆が外国貿易で利益を得ることしかありえないことを良く知っているからだ。しかし、織物教育の観点からは、無視することのできない批判を受けている」⁽⁴⁰⁾。このように外国人学生の受け入れについては、商業会議所内部でも意見の相違があったようである。貿易業者にとって広範な海外交流は重要であり、外国人生徒の受け入れは大いに奨励すべきものであったのに対して、絹織物製造業者にとっては競争力の源泉である高度な技術の海外流出を意味した。「学校に織物コースを開設する以前、外国人はそれでもなお、ライバル産業の利益とするため、個人の教授や職人の仕事場で、製造工程を学ぶために古くからリヨンに来ていた。我々の学校が開設した時、彼等は繁栄の渦中にあり、織物機械の点では私達よりも進んでいた。我々は彼等から学ぶことがたくさんあった。さらに、外国の学校は我々にも開かれており、我々は、我々の学校の入口を閉ざすことはできなかった」⁽⁴¹⁾。

注(29)で触れたように、リヨンで力織機導入が進展するのは1870年代半ばであったが、その時点ではリヨン絹織物工業の基軸は、まだジャカード装置を付けた手織機による紋織などの高級織物生産であった。19世紀末になると「絹織物の大衆化」に対応して、力織機生産は一般化するにいたった。しかし、機械制生産という点では絹工業後進国であるスイス、ドイツ、さらにはアメリカに遅れをとりつつあったのである。織物科が創設された頃のリヨンとは異なり、それまで後進国と見なしていたスイスなどからリヨンは「先進技術」を学ばなければならない状況に立たされていたのである。

そうした事情の変化はさておき、1898年の同窓会誌によると、商業学校創設から1898年の25年間に受け入れた外国人生徒は248名に達した。その内訳は、国籍別ではアルザス人49名（この時点ではドイツ領）、イタリア人44名、スイス人37名、イギリス人25名、スペイン人24名、ロシア人14名、ドイツ人13名、アメリカ人12名、オーストリア人7名、日本人6名、トルコ人5名、オランダ人3名、ギリシャ3名、ドナウ州3名、ポルトガル人2名、ベルギー人1名であった。外国人生徒は年平均10名にのぼった。後述するように、外国人生徒数248という数字は、商業科と織物科の両方の数字を合わせたものと考えられる。

この248名のなかに日本人6名が含まれている。近藤徳太郎もその1人であった可能性が高いが、残念ながら1895年までの同窓会員名簿で確認できた日本人は次の3名である。

1881年商業科卒業の「ONO, MASSAKITCHI (TOKIO)」(小野政吉)、82年商業科卒業「ONO, NOBOUTARO (TOKIO)」(小野信太郎)、93年(学科不明)卒業「MIDZOUNO, TAITCHI (TOKIO)」で、いずれも商業科卒業であった⁽⁴²⁾。同窓会名簿のなかに近藤徳太郎の名前を見出すことができなかつたのは、小野政吉のように絹関係の貿易に従事してビジネス界で活躍しようとする者と異なり、帰国後日本への先進技術普及を使命としていた彼にとって、高い年会費を払って同窓会に加入するメリットはないと判断されたからではなかろうか。

(5) リヨン高等商業・織物学校の在學生

リヨン高等商業・織物学校は1923年に創立50年を迎えた。それを記念して『リヨン高等商業学校の第51年目』(“LES CINQUANTE PREMIÈRES ANNÉES DE L'ÉCOLE SUPÉRIEURE DE COMMERCE DE LYON”,1923)と題する冊子が刊行された。表1は、その冊子の付表‘TABLEAU DU NOMBRE DES ÉLÈVES PAR EXERCICE—DEPUIS LA FONDATION DE L'ÉCOLE JUSQU' A 1922-1923’より作成したものである。

1872年に国家の公認で創立されたリヨン高等商業・織物学校は、1923年までの50年間にいくつかのコースを設置して社会のニーズに対応してきた。表1によると、1872年にA「予備・初等コース(Cours préparatoire et 1^{er} cycle)」と、高等教育コースとしてのB「商業一般・銀行コース(Commerce général et Banque)」が設けられた。そして76年にE「織物1年コース(Cours de tissage en un an)」が併置されて、「高等商業・織物学校」の態様を整えた。その後、高等商業教育課程として90年にD「絹製品商業コース(Commerce des soieries)」が、また92年にはC「化学製品商業コース(Commerce des produits chimiques)」が設置された。Dの設置については、前述の新しい軍隊法との関連もあるが、リヨンが19世紀後半以降スイス、ドイツ、アメリカ等の絹織物生産後進国の追い上げをうけて、それらとの競争が激化し、そのため世界市場を見据えた商業教育が必要とされたこともあろう。

またCについてもこの時期の化学工業の急速な発展が設置の背景にあったものと考えられる。しかし、このコースは20年も満たずして終わってしまっている。1906年に設けられた‘Cours de garage’は、織物製造現場の実習に主眼をおき短期育成を意図したものだったと考えられるので、ここではF「織物実習コース」と訳しておく。しかし、このコースも、数名の入学者ととどまり十分な成果を生まないまま、1920年には廃止されたようである。

表によると、創立以来50年間でリヨン高等商業・織物学校の生徒総数は7,373人にのぼ

表 1 「リヨン高等商業・織物学校」事業年度別生徒数

年度	A	B	C	D	E	F	合計	年度	A	B	C	D	E	F	合計
1872/1873	48	75					123	1898/1899	37	113		60	14		224
1873/1874	39	105					144	1899/1900	39	106	2	62	16		225
1874/1875	35	116					151	1900/1901	36	97	11	62	15		221
1875/1876	27	98					125	1901/1902	38	99	10	62	12		221
1876/1877	27	89			25		141	1902/1903	25	107	13	60	15		220
1877/1878	33	76			21		130	1903/1904	20	93	17	45	11		186
1878/1879	25	67			14		106	1904/1905	14	60	8	29	12		123
1879/1880	23	72			13		108	1905/1906	10	72	9	24	17		132
1880/1881	14	68			11		93	1906/1907	7	95	9	37	6	4	158
1881/1882	20	49			18		87	1907/1908	7	66	5	31	7	6	122
1882/1883	15	54			11		80	1908/1909	12	70	5	26	9	4	126
1883/1884	21	57			15		93	1909/1910	19	74	2	27	11	5	138
1884/1885	19	59			10		88	1910/1911	14	65		27	25	5	136
1885/1886	29	45			20		94	1911/1912	11	77		33	22	3	146
1886/1887	23	55			21		99	1912/1913	10	89		26	10	2	137
1887/1888	19	55			25		99	1913/1914	10	72		24	12		118
1888/1889	25	65			27		117	1914/1915	5	61		11	7		84
1889/1890	28	74		17	17		136	1915/1916		59		19	3	1	82
1890/1891	36	63		37	18		154	1916/1917		82		26	6	2	116
1891/1892	35	72		45	25		177	1917/1918		108		27	6		141
1892/1893	39	68	8	44	16		175	1918/1919		116		24	12		152
1893/1894	49	66	15	54	16		200	1919/1920		189		42	42	4	277
1894/1895	47	69	12	54	14		196	1920/1921		169		44	28		241
1895/1896	33	85	14	52	15		199	1921/1922		158		42	19		219
1896/1897	37	100	10	55	12		214	1922/1923		156		47	24		227
1897/1898	37	110	5	45	22		219	合計	1012	4177	155	1260	733	36	7373

注：A=Cours préparatoire et 1** cycle、B=Commerce général et Banque、C=Commerce des produits chimiques、
D=Commerce des soieries、E=Cours de tissage en un an、F=Cours de garage
(A「予備コースと1年(学)期」、B「商業一般と銀行」、C「化学製品商業コース」、D「絹織物商業コース」
E「織物1年コース」、F「織物実習コース」)

り、地域の実業教育に大きな役割を果たしてきたことがうかがえる。コース別生徒数をみると、A1,012名(13.7%)、B4,177名(56.7%)、C155名(2.1%)、D1,260名(17.1%)、E733名(9.9%)、F36名(0.5%)であった。Aを基礎教育のための初等コースとすると、B・C・Dは専門的な商業教育コースとして位置づけられる。これらの生徒総数は5,592

名に達し、全体の 75.8%を占めている。これらが学校の中軸部門であったことがわかる。そうしたなかで、Eの織物コースは織物製造技術を習得する技術教育部門であるが、生徒総数のなかで1割を占めるにすぎない。リヨン高等商業・織物学校の主体が商業教育にあり、織物技術教育はその付帯事業であったといえよう。だから、おそらく外国人生徒受け入れについても、世界貿易の担い手育成の観点から学校の方針が決められていったのではなかろうか。そこが市立の織物学校と根本的に異なる点である。

50年間の生徒数の推移をみると、各年100名から200名の生徒を入学させていたことになる。1870年代末から1880年代半ばにかけて、リヨン絹織物業は深刻な不況を経験するが、この時期に生徒数は100名を切り、1882/1883年度には総数80名まで落ち込んでいる。この年度では、A「予備・初等コース」15名、B「商業一般・銀行コース」54名、E〔織物コース〕11名であった。経営的にもかなり厳しい状況に追い込まれていたのではなかろうか。

不況期を脱した1890年代には、生徒数も増加傾向を示し、とくに時代のニーズにあった新コースを設置するなど、1896年から1903年には200名を超えるまでに回復している。

1889年/1890年度のD「絹製品商業コース」の設置は、70年代後半から始まるリヨン織物業の機械化と、そのもとでの新たな発展を受けて、リヨン商工業界において織物生産に関する専門知識をもった商業的担い手の育成が喫緊の課題となっていたことと関連している。また、1892/1893年度から始まるCコース設置の背景には、染色業から発達した化学染料生産が、やがて化学製品生産へと発展し、化学工業がフランスの重要産業になっていく過程があり、同時にCコースが思いのほか入学生を集めることができず、わずか10年で廃止されたことは、フランス国内での他の化学教育機関との競合や、ドイツ化学染料工業の急速な発展によってリヨンのそれが相対的に地位を低下させていったことによるものと考えられる⁽⁴³⁾

E「織物コース」の趨勢については、ほぼ10名台後半から20名台前半で推移するなかで、1900年代に入って、10名を割り込む年度が増えていく。1914年/1915年度～1917/1918年度は第一次世界大戦期、大戦後の不況期にあたり生徒数の減少をきたしている。とはいえ、織物コースは基本的に織物業の景気変動に生徒数が左右されながらも、着実にその役割を果たしていたといえよう。

以上、リヨン高等商業・織物学校のいずれのコースもリヨン地域経済の動向と密接に関連して生徒数を増減させながらも、地域のニーズに応じた実業教育の場として、リヨンの

基軸産業の担い手育成に大きく貢献していたのである。

(6) リヨン高等商業・織物学校同窓会

リヨン高等商業・織物学校卒業生の有志は、1877年に「仲間意識を保ち、また就職の斡旋を容易にするために」「リヨン高等商業・織物学校同窓会」L'ASSOCIATION AMICALE DES ANCIENS ÉLÈVES DE L'ÉCOLE SUPÉRIEURE DE COMMERCE ET DE TISSAGE DE LYON（以下、同窓会とする）を設立した⁽⁴⁴⁾。初代同窓会長に就任したのはピエール・パノン M.P.Pagnon⁽⁴⁵⁾であった。彼の聡明な活動と根気ある献身のおかげで同窓会は順調に発展していった。同窓会は、会員数も増えるなかで、会員の住所・職業を記した人名録を載せた機関誌を発行し、会員相互の親睦と連携をはかった。さらにパノンは、同窓会設立後もたんなる親睦団体にとどまらないよう、卒業生の就職斡旋、同窓生への緊急融資などに尽力した。また彼は、サンテティエンヌ、パリ、さらにアルザスにも同窓会支部を設けて、当該地域内での同窓生の団結を図った。こうした支部設立とその連携を図るばかりで

表2 織物科同窓会員の地域的分布（1898年）

（単位＝名）

地域	商業学校	高等商業	織物学校	記載なし	合計	構成比 (%)
フランス	250	128	107	317	802	83.4
（リヨン）		87	70	284	441	(45.8)
（サンテチエンヌ）		8	2	12	22	(2.3)
（パリ）		3	6	21	30	(3.1)
植民地	10	1	1	2	14	1.4
海外	60	2	38	46	146	15.2
（アルザス）	6		10	10	26	
（ドイツ）	2		3	0	5	
（イギリス）	5		4	6	15	
（スペイン）	4	1	1	1	7	
（アメリカ合衆国）	4		6	4	14	
（イタリア）	8	1	1	8	18	
（ルーマニア）	9		3	3	15	
（スイス）	7		4	7	18	
（日本）	2				2	
（中国）	2			4	6	
合計	320	131	146	365	962	
構成比 (%)	33.3	12.6	15.2	37.9		100.0

（出典：ANNUAIRE DE L'ASSOCIATION DES ANCIENS ÉLÈVES DE L'ÉCOLE SUPÉRIEURE DE COMMERCE ET DE TISSAGE DE LYON, Février 1899.)

なく、パリ、マルセイユ、ルアン、グルノーブル、ボルドー、モンペリエ、ヴェニス、ジェノヴァ等の国内外の高等商業学校同窓会との連携もはかり、1880年以來機関誌や人名録の交換をおこなうなど、広範なネットワークづくりをおこなった⁽⁴⁶⁾。

かくして、同窓会は1898年時点で会員数1,016名を擁する組織となった⁽⁴⁷⁾。さらに、所在地が判明する962名についてその地域的分布をみると、地元リヨンをはじめとするフランス国内ばかりでなく、ヨーロッパ各地、さらにアメリカ、ロシア、日本、コーチシナ（ベトナム）の広きにわたるものとなった（表2参照）。

このように、同窓会はリヨン高等商業・織物学校にとって大変重要な役割を果たしていたのである。そして前述の小野政吉のところでも触れたが、リヨン実業界に占めるプレゼンスもたかまり、リヨン財界の有力者はほとんどリヨン高等商業・織物学校の出身者であるとまでいわれるほどとなったのである。

5. おわりに

1859（安政6）年の開港によって世界市場に組み込まれた後進国日本にとって、西欧の先進的生産器機・技術の導入・定着は喫緊の課題であった。絹織物業に関していえば、古代以来中国からの技術伝播を受けつつ発展してきた日本の絹織物生産は、手と道具という枠組みのなかでは最高度のレベルにまで到達していたといえよう。しかし、京都博覧会での外国人品評が的確に示しているように、「麤（麤）雑」な手織機で西陣職人の織り出す「微細之模様」は「奇賞」すべきものであったが、それはあくまで職人技という個人的技芸によってもたらされるものであって、産業化という点では大きな限界を抱えるものであった。

「奇賞」とされる金襴でさえ「織方未ダ精ナラズシテ段匹ノ質平滑ナラズ、徒ニ過厚ニシテ多く人工ヲ要シ、価値高貴就中染方未ダ良ナラズシテ、采文ノ配合巧ナラズ、是以テ彼ノ欧産ニ比スレバ数多ヲ譲ルアリ」⁽⁴⁸⁾と、織り方、製品の均一性、デザイン、染色、風合いなどで多くの難点を持っており、商品として世界市場のなかでとても太刀打ちできるものではなかった。西陣の擁する「此良手ヲ以西洋精巧ノ器械ヲ相用」⁽⁴⁹⁾ いれば、何とか世界に追い付き、やがては日本製品を世界市場に輸出できるのではないかとの思いを京都府首脳に抱かせたのである。

だが、先進技術の移転は決して容易なことではなかった。そこでまずなされたことは、熟練織工を伝習生として現地に派遣し、先進的器・機械を自分たちの目で確かめ、これま

で体得した知識や技術でもってそのメカニズムや織法を掴み取せることであった。1872(明治5)年に京都府からリヨンに派遣された佐倉常七ら3名が持ち帰ったジャカード織機とその織法(=紋織織法)は、彼らが西陣において体得していた技術や知識で受容できるぎりぎりのところの器械であり、織法であったし、また当時の日本織物業の現業者が受容し定着させることのできるものであったといえよう。その意味で、彼らは技術導入の第一段階の実行者として、十分にその役割を果たしたのである。

しかし、そうした技術移転には大きな限界があった⁽⁵⁰⁾。その限界はおそらく伊達弥助の場合においても同様であったと思われる。西陣機業家伊達弥助は、1873年のウィーン万国博覧会に織物を出品するとともに、政府の織物伝習生としてオーストリアに赴いた。政府の命令でそのまま「維府(ウィーン)組織学校」に入学し、2年間該地に滞在して織り方、さらには「型紙ノ法」まで学び、「所要ノ機械」を購求して帰国した。その弥助のケースでさえ「短少ノ時間ニ在テ能ク織方ヲ理解セリト雖モ、畢竟ソノ概略タルニ過ギズ(傍点一川村)」と限界があったのである。本格的な技術導入・普及には「我国ニ組織教場ヲ興シ、西人ノ良工ヲ延テ教師トシ又壯者数名ヲ擇ミテ彼土ニ発遣シ各種組織ノ法ヲ研究」⁽⁵¹⁾することが必要であったのである。学理にもとづく体系的な先進的器機・技術の修得、これが1877(明治10)年の近藤徳太郎ら8名のフランス留学生に課せられた課題であったといえよう。

では、近藤徳太郎が学んだという「里昂織物学校」とはいったいどこであり、そこでの教育内容はどのようなものであったのか。これらの点については、これまでの近藤徳太郎研究では十分に明らかにされてこなかった。今回のリヨン調査は、この点を明らかにすることを目的とするものであった。しかし、本論で述べたとおり、彼の「織物学校」の在学を立証する一次史料を得ることはできなかった。そのため、本稿では推論によって「里昂織物学校」とは「リヨン高等商業・織物学校」であるとの結論を得た。また、そこでの教育内容についても、今回の調査では確たる史料を得ることができなかった。したがって、本稿では限られた資料の範囲で「リヨン高等商業・織物学校」の態様の一端を示すにとどまった。本稿で得た結論は、それゆえに、それらに関する一次史料が1枚でも出てくれば、根底から覆される可能性を持つものである。

このような限界を踏まえつつ最後に、彼が「里昂織物学校」で何を学んだのかについて、2点付言しておく。

一つは教育内容についてである。「リヨン高等商業・織物学校」のカリキュラムのヒント

として、1923年時点での「リヨン高等商業・織物学校」織物部門スタッフの担当科目名を示しておこう⁽⁵²⁾。Théorie du tissage des étoffes et du tulle「エトフ（織物）及チュール（薄地織物）の機織理論」、Théorie du tissage: teinture, impression et apprêt「機織理論：染色・プリント・糊付け」、Histoire de la décoration des tissus「織物装飾史」、Mécanique「機械」、Matières「原料」、colorantes「染料」、Dessin d'ornement et de mise en carte「装飾品デザインとパンチ・カードデザイン（カ）」、Mécanique appliquée「機械応用」、Pratique du tissage et du garage「機織及作業場での実習（カ）」、Préparation des soies「絹糸の準備」である。織機などの機械の仕組み・織法に関する理論、製織・染色・仕上げに関する理論、原材料（原糸や染料）、装飾品デザインとパンチ・カード（ジャカードの紋紙）デザイン、そして準備工程（絹の精練・撚糸）が包括的に教授され、実技を学ぶ実習も編成されている。

この織物学校は高等商業学校に付設されたものである。参考までに、1872年創立時の商業科スタッフの担当科目をみると、Comptabilité「簿記」、Marchandises「商品学」、Droit commercial「商法」、Littérature Française「フランス文学」、Anglais「イギリス語」、Allemand「ドイツ語」、Espagnol「スペイン語」、Italien「イタリア語」、Géographie「地理学」、Devoirs du négociant「仲買人の義務・作法（仲買人取引実務（カ））」、Dessin「デザイン」、Economie politique「政治経済学」、Calligraphie「書道」、Mathématiques「数学」であった。すなわち、世界市場を又に掛ける商人として必要とされる複数国の言語、商人の素養としての地理学、政治経済学、数学、書道等の教養科目、簿記、商品学、商法、商業取引義務・作法、デザイン等の専門科目がバランスよく配置されている⁽⁵³⁾。

もし、これらの商業関連科目の並行履修が許されていたならば、徳太郎はたんに織物の理論と実技の修得にとどまらず、複数言語の習得や幅広い教養、さらに商業に関する専門科目に触れることができたであろう。帰国後の、政府・京都府勸業政策の技術的担い手、京都織物会社の技師長、さらには栃木県立工業学校長といった彼の多面的な活動の基礎は、この織物学校での教育で形成されたといえないだろうか。

二つめは、世界の織都リヨンで生活し、激動するヨーロッパ絹業界やビジネスの実態を見聞きしたことである。1873年から1896年にかけてヨーロッパはいわゆる「大不況期」であった。そのさなか、リヨン絹織物業も1870年代末から1885年まで「危機の期間」であったとされる⁽⁵⁴⁾。絹の輸出額は半分に落ち込み、絹織物業界は苦境に陥った。そうしたなかでもがきながらも市場構造の変化に対応するために、リヨン絹織物業は自ら大きく変わろうとしていた。リヨン絹織物業の変化は3つの方向で認められた。一つは絹織物の

大衆化への対応であった。これまでの豪華な紋織物のような重目の先染正絹布地から、タフタ・サテン・クレープのような新奇で、平坦な軽目の布地へと重心が移り、さらに素材も正絹物から交織物へと変化しつつあった。こうした絹織物の大衆化の動きは、生産過程の機械化を促した。前述したように19世紀半ばに始まった力織機化は1870年半ば以降急速に進展した。もう一つ忘れてはならないのが、化学染料の発明とともに精練・染色・捺染など仕上工程で進展した技術革新である。力織機で生産された薄地の後染織物を、機械化された染色浴槽内で色染、あるいは布地への後加工として銅製機械ローラーで捺染を施す技術の確立は、流行の変化に応じて随時反物加工ができ、しかも彩色・デザインに豊富な幅を与えるというメリットを生み出した。しかも、後染加工の良さは、大量の生地をストックしておいて、顧客のニーズに応じて加工できることである。後染生地の大量生産は機械制生産には適合するものであったのである⁽⁵⁵⁾。

こうした生産過程の技術革新の進展とともに、企業活動の自由化の動きも徳太郎に影響を与えたものと思われる。1860年代にフランスでは株式会社設立の条件緩和が進んだ。1863年に有限責任会社制度が創設された。そこでは規模の制限が設けられていたが、この制限が67年には撤廃されて、これ以降フランスは株式会社「創立熱狂時代」となった⁽⁵⁶⁾。産業の担い手としての企業活動が自由かつ活発に行われる雰囲気、徳太郎は鋭敏に感じ取っていたのではなかろうか。

「危機の時期」さなかにあったリヨンでの5年の留学生活は、20歳代前半の多感な青年・近藤徳太郎に、何を考えさせ、何を与えたであろうか。そこで蓄積されたものは、帰国後の徳太郎の活動のなかで、どのように発揮されていったのだろうか。課題は尽きない。

注書

- (1) 「概説」『京都府百年の年表2 商工編』（京都府、1970年）、2-3頁。
- (2) 京都府は1871（明治4）年に全国に先駆けて博覧会を開催し、それ以来毎年開いている。京都府から大蔵省宛に出された〈史料1〉に見られるように、博覧会を參觀した外国人の品評、すなわち「其器械之麤（麤）雜ナルヲ以テ、各種微細之模様等織出候事ヲ屢共進會奇賞シ、此良手ヲ以西洋精巧ノ器械ヲ相用、且寸尺等其実用ヲ得ル時ハ、全地方ニ無比類良品製出必然之義」（句読点一川村。以下同様）との指摘は、京都府首脳に「速ニ外国へ罷越、其織糸之精撰器械之研究染法并寸尺之適宜等ニ至ル迄、詳委修業イタスヘク」との思いを強く抱かせたものと考えられる。このような京都府の技術伝習生派遣の企図は、工部少輔山尾庸三の西陣実態調査に基づく建言に

よって大蔵省でも受け入れるところとなり、明治5年に諸入費洋札4,600ドルの下付となって実現されることとなった（〈史料2〉参照）。

(3) 〈史料3〉は織物技術の近代化に関する多くの文献で引用される周知の史料であるが、この史料の理解にあたって中岡哲郎『日本近代技術の形成』（朝日新聞社、2006年）第4章「過渡期の在来産業—その原生的産業革命」、および『太田英蔵染織史著作集』下巻（文化出版局、昭和61年）第15章「近代西陣の夜明け」、太田英蔵「近代西陣の夜明け 空引機からジャカード機へ」（『服装文化』148号）に負うところが大きかった。とくに太田氏は京都最大の絹織物メーカー川島織物（川島織物セルコン）の技術部長を務め、現場にあつて織物生産技術を知り尽くしていた。その技術継承の伝統は川島織物セルコン織物文化館でしっかりと受け継がれている。今回の論稿作成においても、同織物文化館の前館長森 克己氏、現館長松村隆史氏、学芸員小柳正美氏から多くの教示を得た。記して謝意を表す。

(4) 1872（明治5）年10月に京都府に提出された「留学生の御請書」には、佐倉たち3人がリヨンで世話になった「ジュルシスレイ殿・ルーイススレイ殿」は「仏蘭西国リヨンニ於テトウロサン第一番織工」（佐々木信三郎『西陣史』芸艸社、昭和27年、290頁）となっている。しかし、〈史料3〉の吉田忠七の書翰に書かれている「右兩人厚情ニ致呉、同人之案内ニテ織屋方手業之平織機ヲ始高機或ハ蒸気仕掛之器械ニテ平絹織製造場巨細ニ便利ヲ尽、其盛大盛事筆紙ヲ以テ逐一難申上」（傍点—川村）の記述から、「ジュルシスレイ殿・ルーイススレイ殿」は *fabricant de soieries* つまり織元であつて、織工ではないと考えられる。*fabricant de soieries* は、原料糸を仕入れ、需要にあわせた織物のデザインを考え、それらの原料糸を自分のもとに所属する織屋に配布して、製織させる絹織業者であつた。リヨ市内の中心地域にあるトウロザン *Tolozan* は *fabricant de soieries* のような絹織物業者の集積地である。なお、製織工程の担い手である織屋（機屋親方 *chefs d'atelier*）は郊外のクロワールス *Croix Rousse* に集住していた。両人が案内した織物工場は、自分と取引関係にある織屋であつたと考えられる。リヨン絹織物工業の生産組織は、19世紀半ば以降大きく変貌する。1870年前後はリヨン絹織物業では機械化の流れのなかで、織物生産に従事する織屋も変貌を遂げつつあつたと考えられる。佐倉たちが見学した織物工場は機械化の流れのなかで成長し、機械制織物工場へと上昇しつつあつたものといえよう。なお、18世紀末より19世紀中葉までのリヨン絹織物工業の生産構造については松原建彦『フランス近代絹工業史論』第2章「近代絹織物工業の生成過程」（晃洋書房、2003年）参照のこと。

(5) 下記の史料が示すように、3名の派遣織工のうち、佐倉常七と井上伊兵衛の2名分は政府の官費で賄われたが、吉田忠七の分は西陣物産会社の給費であつた。政府から下付され官費は洋銀4,600ドルで、ここには「織染諸法ヲ伝習」費と、「需用ノ器械ヲ買取」費が含まれていた。

「明治五年壬申十一月十四日

是ヨリ先キ工部省ニ正院ノ審准ヲ経。尋テ本府ニ来移シ。府下西陣織工二名（佐倉常七・井上伊兵衛—川村）ヲ西洋ニ選遣シ。織染諸法ヲ伝習シ。及ビ需用ノ器械ヲ買取セシム。因テ洋貨四千六百元ヲ下付シ。ソノ経費ニ充テシム。・・ソノ経費ヲ官給ス。別に民費ヲ以テ西陣物産会社請フ

所ノ織工吉田忠七及ヒ開商会社請フ所ノ松村利三郎・清水喜兵衛ヲ附遣シ。」(『京都府百年の資料 2 商工』No.262「織工航海織法伝習」。出典：京都府「府史政治部 第三 勸業類」、262 頁。句点は引用文献による)。

ちなみに、4,600 ドルの内訳は、1,000 ドルが「綾織器械二具平織器械二具買入代金(関税込み)」、1,600 ドルが「洋行兩人八ヶ月修行授業料并諸入費」、2,000 ドルが「仏国迄兩人往返」旅費であった(〈史料2〉参照)。

(6) この時に佐倉らが持ち帰った先進的な機具・付属品は以下の通りであった。

ジャカル トエール メカニク(ジャカード)、ボタン(カマチ)、ペグヨー(金箴)、ナベツ(杼)、デッサン メツケー(紋彫器)、ヲルヲ メース(ムソー機)、メガラス、タテマキ メカニク、イトクリ メカニク。(佐々木信三郎『西陣史』芸艸社、昭和7年、293頁)。

なお、半年間の留学延期で染色法等の研究を深めて帰国途上にあつた吉田忠七は、1874(明治7)年3月21日夜下田沖で生じた乗船ニール号の海難事故で惜しくも遭難死した。佐倉常七と井上伊兵衛の2人は熟練した西陣織工であつたから織機や織法については、その本質を見極める能力をもっていたが、彼らはそれらを筆紙で表すことができなかつた。吉田忠七は〈史料3〉の報告書でも明らかなように、論理的な思考と、それを文章で表現する能力を有していた。彼は大変な努力家で、技術修得ばかりでなくフランス語の習得等広い範囲にわたる修学に励んだ。彼による学理を習得したうえでの技術や生産機器の導入を、おそらく西陣や工部省は期待していたにちがいない。彼の半年間の留学期間の延長には、京都府や工部省の大きな期待が込められていたように思われる。それ故に、吉田忠七の遭難死は西陣機業にとって大きな喪失であつたといえよう。明治10年の近藤徳太郎らのフランス留學生の派遣には、吉田忠七の遭難死によって果たせなかつた京都府やさらには明治政府の宿年の思いが込められていたように思われる。

(7) これらの西陣機業近代化のプロセスについては、佐々木信三郎『西陣史』(芸艸社、昭和7年)、同『織物の西陣』(高桐書店、昭和22年)による。

(8) レオン・デュリーは、1862(文久2)年来日し、長崎でフランス副領事を務めるかたわらフランス語を教えていた(西堀 昭『日仏文化交流史の研究』駿河台出版社、1988年増訂版、528頁)。長崎フランス領事館が廃止されたため、1871(明治4)年に京都に移り、同10月京都府試補となり、翌年1月に「京都中学校語学教師雇入」の条約書を取り交わした(飯田史也『近代日本における仏語系専門学術人材の研究』風間書房、平成10年、116頁)。その第7条に「語学ノ外府下ノ為ニナルヘキ事ヲ京都府庁有司ヨリ相談ニ及フ時ハ詳悉ニ答論シ其事ヲ補助スヘキ事」(京都府庁文書「壬申正月結 法朗西国ジュリー条約」『京都府史料』、京都総合資料館所蔵)とある。この条項との関連で、佐倉等3名の伝習生をリヨンに派遣した際も、リヨンの絹織物業者に書翰を送り、伝習生受け入れの斡旋の労を取っている。デュリーは今回の近藤徳太郎等の留學生派遣についても京都府に対して強く建言した。

なお、デュリーのフランス語教育を基軸とする教育活動は、長崎、京都、東京、フランス・マルセイユでなされ、日本近代化の過程で多くの人材を育成した。彼の育成した人材は、京都

ーマルセイユのラインでは京都伝統産業振興に関わるものであり、京都―東京のラインでは法律関係に関わるものであった。近藤徳太郎、稲畑勝太郎らは前者に属している（飯田前掲書、122-23頁）。

- (9) エミール・ギメ、ギメと近藤・歌原の関係については尾本圭子、フランシス・マクワン著『日本の開国―エミール・ギメ あるフランス人の見た明治―』（創元社、1996年）による。
- (10) 留学生8名は2つのグループに分けて選ばれた。一つは「仏学旧生徒」と呼ばれた近藤徳太郎、歌原十三郎、今西直次郎、横田萬壽之助で、すでにフランスを学んで語学的素養を有する者たちであった。もう一つは、中西米太郎、稲畑勝太郎、横田重一、佐藤友太郎で、彼らは旧生徒よりは年齢も若く、フランス語の履修歴のない者たちで、「仏学新生徒」と呼ばれた。留学期間も前者は満3年、後者は満4年とされた（〈史料7〉、西方前掲書、50-52頁、前澤前掲書、74-79頁）。
- 命令書には、次のように留学中に学ぶべきテーマは、あくまで京都府が必要とする物産工芸のための修学に限定されており、いわゆる高等な学術的研究への傾斜は厳しく禁じられている。

「然シテ学フヘキ術業ハ

舎密術	染法ノ研究等ヲ主トス
機械学	織物機械ノ運用ヲ学ヒ羅紗毛織ノ仕方ヲモ研究スヘシ
鉱山学	諸礦物ヲ発見シ製錬作用ノ道ヲ知ル
諸技術	陶器ノ製造其他工織上ニ有益ナルコトヲ学フベシ
醸酒法	ビール葡萄酒酒其外醸造品ノ方法ヲ研究ス

右ハ府下ノ有益ヲ起ス必学ナリ

法律学

歴史学

右ハ普通ヲ了知スルトモ専門ニ成業シテ物産工業ノ用ヲ為サズ需メテ学フニ及ハズ諸事ジュリー氏ノ指示ニ従ヒ学校ノ規則ヲ守リ勉メテ成效ヲ奏ス可シ」（〈史料6〉参照）

- (11) 西方前掲書、56頁。
- (12) 西方前掲書、57-58頁。
- (13) 西方前掲書、60頁。
- (14) 西方前掲書、63頁、65-66頁。
- (15) 西方前掲書、66-67頁。
- (16) 日下部前掲書、56頁。
- (17) 吉武栄之進「仏国里昂市色染視察報告」（『大日本織物協会会報』162号、明治33年4月）。
- なお、吉武栄之進は後に東京高等工業学校長となり、1923-25年に東京高等工芸学校長を兼任した。また、大日本織物協会理事長にも就任した。
- (18) 吉武前掲報告書。
- (19) Marianne THIVEND et Sylvie SCHWEITZER LARHRA, “Etat des lieux des formations techniques et professionnelles dans l’agglomération lyonnaise. XIXe siècle – années 1960”, 2005、17-8、38-9頁。

これによると、リヨン市立織物学校は1886年3月1日に開校したが、予算が不十分のため6つの総合教育（商業地理、デッサン教育、会計、英語、化学、数学）のうち、いずれも機能せず、教育は「絹織物製造、理論と実践」のみに限定されたようである。その後、生徒と絹業界からの強い要望で、91年に工業デッサン、92年に機械刺繍、97年に力織機実習（日曜日のみ）が開講されている。市民のニーズに合わず形で発展していったことが窺える。

市立織物学校開校当時の生徒数は86名であった。基本的に地元の子弟を受け入れたが、外国人の受け入れを巡っては激しい論議がなされた。「学校の国際的評判を高めたいとする」市長サイドは積極的な外国人の受け入れを要望したのに対して、競争相手に「武器」を与えると危惧の念を抱いていた地元絹織物業者は国際競争上の警戒感を露わに示した。その結果であろうか、次項で述べるように、授業料は絹織物業者の子弟が年間わずか3フランであったのに対して、外国人のそれは年間300フランにのぼる高額なものに設定されたのである（この文献および以上の諸点については、専修大学経済学部齊藤佳史氏の教示による）。

(20) 1936年に刊行された“UNE ÉCOLE MORDERNE L'ÉCOLE SUPÉRIEURE DE COMMERCE ET DE TISSAGE DE LYON, SES RÉCENTES TRANSFORMATIONS LYON, MCMXXXVI”に記載されている学校所在地の地名・番地は、現在の織物博物館（Musée des Tissus）のそれと同一であり、同書掲載の写真に写っている学校のファサードは織物博物館のそれと同一である。

(21) 前澤前掲書、103頁。なお、「リヨン生糸検査所」については注(25)参照のこと。

(22) 前澤前掲書、106-07頁。今回の論稿作成において、近藤徳太郎の「履歴書」そのものを入手・閲覧できなかった。そのため、ここでは先学の研究に依拠せざるを得ない。本稿の限界の一つである。

(23) ブルゴワン Bourgoin の DIEDERICHES 社は、フランスにおける力織機製造の草分け的メーカーである。松原建彦氏によると、リヨン地域における力織機の供給体制は当地域に移入・定住したスイス人、フランス人の機械製作者たちの手によって確立した。その一つがディードリック社である（松原建彦前掲書、113頁）。フランスの絹工業の機械化は19世紀半ば以降、徐々に開始され、1870年代半ば以降急速に進展する（注(29)参照）。徳太郎はまさに急速に進展するリヨン絹織物業の機械化のうねりを実地で体験し、そのメカニズムや製織方法を修得してきたのである。

(24) 「南京繻子」については『増補 染織辞典』（日本織物新聞社、昭和9年）585-86頁を参照のこと。

徳太郎は、帰国後明治20年創立の京都織物会社の立ち上げに大きく関わる。同社は「西式の機械及製法を用ひ、汽力と人力との両種に頼りて、純絹織物及び絹綿交織物を製するにありて、其製品の販路は内地を以て初めとし、漸次海外に輸出すべく」（西方前掲書、74頁。出典は『日出新聞』明治19年12月18日の記事）近代的な会社組織で設立された。桐生の日本織物会社とともに、日本の近代的織物会社の起点となるものであった。開港後の中国産南京繻子（絹綿交織物）の輸入防遏問題とその対応、および日本織物会社については、亀田光三「輸入外圧に対する地域の対応」（亀田貴雄編『亀田光三論文集 桐生織物史と産業遺産』私家版、2011年）を参照のこと。

(25) 1898年5月刊行『リヨン商業・織物学校同窓会誌』62号(“BULLETIN TRIMESTRIEL DE L'ASSOCIATION DES ANCIENS ÉLÈVES DE L'ÉCOLE SUPÉRIEURE DE COMMERCE ET DE TISSAGE DE LYON, SOMMAIRE DU N°62”)参照のこと(＜資料3～6＞)。

ところで、本稿で依拠した資料は2011年10月6日～8日に行ったフランス・リヨン調査で収集したものである。

最初に訪問したのは、本文3.1に記した尾本圭子氏が示唆するリヨンの市立図書館であった。同図書館司書のレファレンス・サービスをうけたが、残念ながらそこでは求める資料を確認することができなかった。図書館で提供された資料は、断続的ではあるが合本化された『リヨン商業・織物学校同窓会誌』であった。さらなる資料を求めて、リヨン商工会議所を訪問した。そこで『リヨン商業会議所議事録』ならびに『リヨン商業会議所事業報告』を借覧することができた。リヨン高等商業・織物学校に関係する部分をピックアップして写真におさめたが、限られた時間内の作業では大きな限界があった。しかし、わずか3日間の滞在で、リヨン織物業、とりわけ近藤徳太郎関係の調査を効率的に行うことができたのは、ひとえにフランス経済史の専門家である本学経済学部齊藤佳史氏の懇切かつ的確なるリードのお蔭である。同時にこのような貴重な資料を閲覧させていただいたのは、同商業会議所史料室長 Hélène CHIVALEY 氏のご好意による。なお、同資料の翻訳にあたっては野村博之氏のお世話になった。記して謝意を表す。

(26) 『1877年 リヨン商業会議所事業報告』(“COMTE-RENDU DES TRAVAUX DE LA CHAMBRE DE COMMERCE DE LYON, ANNÉE 1877” LYON, 1878.) 135頁。＜資料1＞参照のこと。なお、リヨン商業会議所は1702年に設立された(大野 彰「フランス絹織物工業とリヨン商業会議所の諸活動」『関西学院経済学研究』13号、1980年、73頁)。会員は絹商人と織元が多く、1803年から1871年の期間の会頭のほとんどが絹商人であった。会議所は「名望絹商人(あるいは織元)の寡頭制が敷かれていたと思われる」(大野前掲稿、76頁)。商業会議所の活動は、産業技術博物館・商業学校・貯蓄銀行・貸付銀行・絹業労働者共済組合・織元・絹商人組合等の団体設立への補助金交付、無料講座や博覧会の開催、発明の奨励、慈善活動など多岐にわたっていた。また、貿易や税金に関わる政府への陳情活動も重要な活動の一つであった。大野氏によると、商業会議所は1872年の商業学校設立に際して、営業免許所持者から約7万6千フランを集め、そして自らもそれと同額の資金を提供した。会議所はこの学校を後見し、その管理にあたった(大野前掲稿、77-84頁)。

(27) 寄付金の財源となった商業会議所管轄の絹の水分検査については以下のごとくである。リヨンには1780年にラスト・モパによって水分検査場が設立され、それ以後4個所の私立水分検査場が設立された。ところが、水分検査の規準が不揃いであったため、絹織物業者から不満が生じた。リヨン商業会議所は1803年に公立の水分検査場の設立を政府に求めた。そしてその水分検査場の絹糸水分検査料の独占権を得た。これにより、商業会議所はリヨン絹織物業が繁栄すればするほど検査料が増えて、商業会議所の財源が潤う財政構造を獲得した。商業会議所は財政面でも絹織物業と密接に結びついていたのである(大野前掲稿、76-77頁)。このような絹検査所(Condition des

Soies) はフランス全土で 12 ヶ所あるが、そのうちリヨン絹検査所は全国の取扱量の 60~65% を占めていた (松原建彦『フランス近代絹工業史論』233 頁)。なお、徳太郎が実習したという「リヨン生糸検査所」とはこの検査所のことであろう。

(28) 『リヨン高等商業学校の 5 1 年目』“LES CINQUANTE PREMIÈRES ANNÉES DE L'ÉCOLE SUPÉRIEURE DE COMMERCE DE LYON”, LYON, 1923、15 頁 (<資料 4 >参照)。なお、この 50 周年記念誌が出版された 1923 年時点では、力織機 37 台、手織機 14 台、そして製糸、撚糸、整経、紋彫といった製織の準備に必要な機械設備を所有しており、これらの設備をより完全に収容し、すべての設備が電気で動く大きな作業場の建設を学校は新たな課題としていた (<資料 2 > 参照のこと)。

(29) 松原建彦氏によると、リヨン地域における力織機の導入は 19 世紀中葉から開始され、1870 年代以降急速に進展した。リヨン地域への力織機の供給体制は、この地域に移住したスイス人、フランス人の機械製作者の手によって確立した。その制作者のなかに学校に機械設備等を寄付したブルゴワンのディードリック MM. Diederichs, de Bourgoïn、サンコロンプのディードリック G. Diederichs, de Sainte-Colombe がいた。彼らの完成した力織機はほとんどあらゆる種類の絹織物の製織を可能にしたばかりでなく、その運転の円滑性のゆえに経糸として生糸を使用することを可能にした。こうした絹織物織機の開発が、リヨン絹織物工業のさらなる発展の基盤を提供したのである (松原建彦『フランス近代絹工業史論』、113 頁)。なお、徳太郎はブルゴワンのディードリック社で力織機製造およびその織法を研究したのである。

(30) 『リヨン高等商業学校の 5 1 年』、15 頁。同書によると織物科のスタッフは次の 10 人であった (39-40 頁)。

J. LOIR; Théorie du tissage des étoffes et du tulle (エトフ (織物) 及チュール (薄地織物) の機織理論)、A. PAYERNE; Théorie du tissage: teinture, impression et apprêt (機織理論: 染色、プリント、糊付)、H. d'HENNEZEL; Histoire de la décoration des tissus (織物装飾史)、CABANE; Mécanique (機械)、THIBAUT; Matières colorantes (染料)、RICARD; Dessin d'ornement et de mise en carte (装飾図案及描画)、MERIE; Mécanique appliquée (応用機械)、QUAY; Pratique du tissage et du garage (織物及作業場での実習)、BERT (同前)、Mme VALENTINI; Préparation des soies (絹の準備 (工程))。この陣容は前項で引用した吉武栄之進の観察した内容とほぼ一致している (前節 3.2 参照のこと)。

(31) 『リヨン高等商業学校の 5 1 年』、16 頁。

(32) 1898 年 5 月刊行『リヨン商業・織物学校同窓会季報』62 号、19-20 頁。<資料 3 > 参照のこと。

(33) リヨン高等商業・織物学校同窓会員の就業分析については、別稿で検討する予定である。

(34) ”UNE ÉCOLE MODERNE – L'ÉCOLE SUPÉRIEURE DE COMMERCE ET DE TISSAGE DE LYON, MCMXXXVI”. 1936 年度リヨン高等商業・織物学校理事会構成。

(35) 1898 年 5 月刊行『リヨン商業・織物学校同窓会季報』62 号、20-21 頁。<資料 4 > 参照のこと。

ついでながら、文中のマルティニエール学校 l'Ecole de la Martinière について一言ふれておこう。同校は、1826 年に故マルタン將軍の遺贈によって設立された「フランス最初の職業学校」と呼ば

れているもので、リヨンの新興産業に必要な指導的職工（*contremaîtres*）養成を目的に設立されたものであった。そこでは小学校卒業の通学生を受け入れて、2年間数学、化学、製図、手工などを無償で教えていた。近藤徳太郎とともにフランスに留学した稲畑勝太郎はここに入学したのである。同校の修了生としてはシネマトグラフ発明者リュミエール兄弟もおり、また稲畑が工場実習したマルナス工場（1897年時点で職工数1,500人）経営主もこの卒業生である（堀内達夫「都市と実業教育―日仏交流の視点、山口半六と稲畑勝太郎の場合―」『大阪市立大学大学院文学研究科紀要 人文研究』第54巻第3分冊（人間行動学）、2002年、73頁。『稲畑勝太郎君伝』同伝記編纂会、1938年）。

同校の生徒は12才～14才で、2年間コースと、僅かであるが3年に延ばすこともできた。一般コースは算数、代数、幾何学、そして三角法、製図、会計、倫理、そしてフランス作文・文学から成っており、専門コースとして応用化学、製織その他工業プロセスを教えた。生徒は500人ほどで、入学するためには志願者はリーディング、ライティング、そして算数の試験に合格しなければならなかった。稲畑がマルセイユの「サンシャールネッサンス塾」で勉強したのもその備えであったといえよう。学校の経営は、リヨン市長、寄贈不動産指定執行人、県知事承認のもと市議会で選ばれた7人を含んだ理事会（評議会）*board of trustees*の管理の下で行われた。1856年までに、つまりマルティニエール学校の創立後30年間に、リヨンの熟練労働者、作業場のマネジャーや職長の大部分がこの学校で学び、そのうえで商業や製造業に活躍する何百人もの卒業生や元学生が全フランス中に散らばっていたという。この学校は、またフランスの2つの上級技術学校、すなわちエコール・ポリテクと中央工芸学校への志願者の重要な中心地でもあった。1888年までに学校は2万人を卒業させているが（Frederick B. Artz, “The Development of Technical Education in France 1500-1850”, M.I.T.Press, 1966, pp.212-14）、本文で述べた奨学金設定はこの卒業生のなかに「リヨン高等商業・織物学校」に進学する者がいたこと示している。

(36) 『1877年 リヨン商業会議所事業報告』、135-36頁。

(37) 『リヨン高等商業・織物学校同窓会季報』141号、1923年9月、1-2頁。

(<http://clio.ish-lyon.fr/patron/AC000004529/AC000004529Doc112.pdf>)

(38) 『1877年 リヨン商業会議所事業報告』、136頁。

(39) 前澤輝政前掲書、105頁。

(40) 『リヨン商業・織物学校同窓会季報』62号、18頁。＜資料5＞参照のこと。

(41) 同上、18-9頁（＜資料5＞）。織物製造技術の流出については、織物科が開設される以前からも、リヨンには個人教授や親方職人の仕事場 *ateliers des maîtres-ouvriers* で製造工程を学ぶために多くの外国人がやってくる。2.1で述べた明治5年の佐倉常七ら3名のリヨンでの技術伝習は、織屋親方 *chefs d'atelier* の生産現場での実習を通して行われたものと考えられる（＜史料3＞参照のこと）。学校での正規のカリキュラムにもとづく外国人への技術教育体制が整う前には、こうした実業レベルでの伝習がかなり行われていたのではなかろうか。

(42) 『リヨン商業・織物学校同窓会季報』1898年5月、18-9頁。

日本人同窓会員のうち小野政吉と小野信太郎については先行研究によって明らかにできる。小野政吉は小野組大番頭小野善右衛門の養子で、1872（明治5）年に7歳でフランスに留学した。パリの私立学校 *Institution Hortus* オルテュス学院に入学し、そこを修了した後80年にリヨン高等商業・織物学校の商業科に入学した。この学校は当時現在の織物博物館（*Musée des Tissus*）のある34 *rue de la Charité* の建物にあった。政吉は2年間に在学し、商学と銀行業務を専攻して81年に卒業した。翌82年に帰国した彼は86年に東京専門学校に入学し、その翌年に横浜正金銀行に入行した。95年にリヨン支店勤務となり、翌年リヨン支店長に就任している。1921年に帰国するまで33年の長きにわたってフランスに滞在した。リヨンではフランス在留邦人の長老格となり、リヨン財界の名士として活躍した。リヨン財界そのものがかつて留学したリヨン高等商業・織物学校の同窓会のようなものであったという。リヨン高等商業・織物学校がリヨンの地にあって重要な役割を演じていたことを傍証している。銀行マンとしての小野政吉にとって、同窓会員であることはビジネス上大きなメリットとなっていたといえよう（小野吉郎「明治初年のフランス留学生 小野政吉」『仏蘭西学研究』24号、1994年3月）。

小野信太郎は、同じく小野善右衛門の養子で、政吉と同様にリヨン高等商業・織物学校商業科に入学し、1882年に同校を卒業した。政吉同様に横浜正金銀行に就職したが、若くして病死した（小野政吉「明治初年のフランス留学生 小野政吉」、7頁）。死亡年については同論文には示されていないが、1898年の同窓会誌には名前の記載があるが、翌99年の同誌にはその名前がない。1898年に死亡した可能性が高い。これら小野組大番頭の子息が幼くしてフランスに留学した背景には、小野組が早くからヨーロッパへの生糸輸出を試みていたことと関連している。小野組は1884（明治7）年に倒産してしまうが、小野善右衛門は外国貿易の伸展を見越して、自分の子弟を幼くしてフランスに留学させて、世界に通用する人材育成を図ろうとしたものと考えられる。

(43) D.S.ランデス『西ヨーロッパ工業史1』（みすず書房、1980年）によると、1850年代半ばより始まった化学工業の勃興のなかで繊維工業にとって重要であったのは、化学染料の発明であった。1856年にイギリスのパーキンが偶然アニリン染料の合成に成功し、59年にナタソンとヴェルガン（フランス）がアニリン赤=マジェンダを完成した。そして、1869年にはパーキンとドイツのグレーベおよびリーバーマンの手でアリザリン染料が製造された。こうして新に発明された化学染料も実際の染色に用いられるためには、媒染剤の技術革新が必要であった。それらを踏まえて製品化するために製造設備が整えられて初めて工業化されることになるのである。イギリスは合成染料の発明・製造で先鞭をつけたが、合成染料に媒染剤を加え、布地に新しい堅固な色合いを施すという点では「フランスのなした貢献は決定的に重要であった」（297頁）。そして、絹織物工業の本拠地リヨンは、アニリン染料が絹によく吸収することもあって、化学染料工業の中心地の一つとなったのである。しかし、化学染料工業におけるフランスの優位性も世紀の交にはドイツの独占を許すまでになってしまうのである（296-98頁）。

(44) 『リヨン商業・織物学校同窓会季報』1898年5月、21頁。＜資料6＞参照のこと。なお、”ANNUAIRE DE L'ASSOCIATION AMICALE DES ANCIENS ÉLÈVES DE L'ÉCOLE

SUPÉRIEURE DE COMMERCE ET DE TISSAGE DE LYON, 1899” (『リヨン高等商業・織物学校同窓会年鑑』(1899年)の表紙には、同窓会設立は「1877年11月19日知事の布告による」と記されている。

(45) M.P.パノンについてはすでに4.2(3)でも述べたが、“Bulletin de l’Association des Anciens Élèves de l’École Supérieure de Commerce et de Tissage de Lyon”, No.141, septembre 1923” (『リヨン高等商業・織物学校同窓会誌』141号、1923年9月。<http://clio.ish-lyon.fr/patron/AC000004529/AC000004529/Doc112.pdf>) 所載のパノンに対する追悼文によると、彼は、1877年～1891年まで初代同窓会長を務め、さらに学校への大きな貢献によって、1904年～1923年には学校理事長に就任した(“L’École Supérieure de Commerce et de Tissage de Lyon—SES RÉCENTES TRANSFORMATIONS” 1936掲載の歴代理事会長写真)。彼が同窓会長のみならず学校理事長になった背景には、リヨンビジネス界のリーダーとして成長していく彼の姿があった。彼は、ARLES DUFOUR 社入社後すぐにその真価が認められて、30歳前に社長から代理権を与えられた。そして1920年には同社を基盤としたビジネスマンとしての功績が認められて、第5等レジオン・ドヌール勲章を授与されたのである。

(46) 『リヨン高等商業・織物学校校友会季報』141号、2頁。

(47) ”ANNUAIRE DE L’ASSOCIATION DES ANCIENS ÉLÈVES DE L’ÉCOLE SUPÉRIEURE DE COMMERCE ET DE TISSAGE DE LYON, Février 1899” (『リヨン高等商業・織物学校同窓会年鑑』1899年)による。

(48) 『澳国博覧会参同紀要』明治30年—『明治前期産業発達史資料第8集(2)』昭和39年所収、15頁。

(49) 注(2) 参照のこと。

(50) 一つの例を示そう。明治5年に佐倉たちは、ジャカード織機やボタンといった日本織物業近代化に資する10種の織機・道具を日本に持ち帰った(注(6)参照のこと)。その中にデッサン・メッケーと呼ばれる彫紋器があった。これはジャカード織機にとって不可欠な紋紙を製造する鉄製の器械であった。帰国時にこれの取扱書がなかったために、佐倉たちはその仕組みと操作をなかなか理解することができなかった。「ジャカード機の運用よりも、むしろこの台彫に技術修得とジャカード機の普及に隘路があった」との太田英蔵の指摘は興味深い(太田英蔵「近代西陣の夜明け空引機からジャカード機へ」『服装文化』148号、28頁)。機械の仕組みに関する原理の理解不足によって、西陣の職人たちの鳩首をもってしてもなかなかクリアできなかったものと思われる。

ついでながら、後進的絹織物産地の桐生には、1880(明治13)年にアメリカで開発された簡便な彫紋機「ピアノマシン」が86(同19)年に導入されて、皮肉にもジャカード織機の普及が西陣よりも進展していくことになるのである(『桐生織物史』中巻(桐生織物同業組合、昭和13年)、380-82頁)。

(51) 『澳国博覧会参同紀要』明治30年(『明治前期産業発達史資料第8集(2)』)、15頁。

(52) 注(30)を参照のこと。

(53) 『リヨン高等商業・織物学校の51年目』、38頁。

(54) Marianne THIVEND et Sylvie SCHWEITZER LARHRA, op.cit., pp.16.

(55) Marianne THIVEND et Sylvie SCHWEITZER LARHRA, op.cit., pp.16.、松原建彦前掲書、第3章、第4章参照のこと。

(56) D. S. ランデス『西ヨーロッパ工業史1』（みすず書房、1980年）、216頁。

<付記>

本稿は、平成23年度専修大学国内研究員としての研究成果の一部である。なお、本稿作成にあたって、齊藤佳史氏、見目洋子氏、メラニー・フランソワ氏、Hélène CHIVALEY氏、野村博之氏、新井一志氏、前澤輝政氏、日下部高明氏、渡辺進氏、栃木県立足利工業高校、足利市文化財保護課、足利商工会議所、(株)川島織物セルコン織物文化館、リヨン市立図書館、リヨン商業会議所に大変お世話になった。記して謝意を表す。

[史料・資料編]

<史料1>

「 其月二十五日本府為メニ大蔵省ニ申請シテ曰ク

西陣織工外国へ為修業被差越度義ニ付伺

今般博覧会ニ付テハ追々外国人入京西陣織物致熟見其器械之麤（匱）雜ナルヲ以テ各種微細之模様等織出候事ヲ屢共進会奇賞シ此良手ヲ以西洋精巧ノ器械ヲ相用且寸尺等其实用ヲ得ル時ハ全地方ニ無比類良品製出必然之義ト致評論実ニ遺憾ニ不堪此上ハ速ニ外国へ罷越其織糸之精撰器械之研究染法并寸尺之適宜等ニ至ル迄詳委修業イタスヘクト申聞候處西陣従来逼迫之織工共連モ微力ニテ自費ヲ以相弁候儀難叶致心痛候就テハ差向處別紙商人兼テ其職深ク相心得候者ニ付格之御詮議ヲ以費用被立下外国へ御差越相成実地勩励為致修業候ハ、皇国産出之精練ヲ以適宜之絹布織立輸出候ハ、此度御国益ニ可相成候間速ニ御採用有之度此段相願候也

壬申五月二十五日

京都府

大蔵省御中

」

（『府県史料・京都府 政治部第三 勸業類』No.198、雄松堂マイクロフィルム）

<史料2>

「 先般出京之節御談置候西陣織物伝習并西洋器械買入方之儀別紙之通伺済相成申候就テハ右洋行人撰器械買入方之儀於御地御取計有之度此段及御依頼候也

壬申六月三日

山尾工部少輔

榎村京都府参事殿

追テ本文諸入費金洋銀札四千六百弗相廻申候御落手有之度候也

別紙

西陣器械買入之儀ニ付伺

抑全国人民ノ工芸各具道ヲ尽サシムルハ当省ノ要務ニ付従来所有ノ工芸ハ之ヲ勤メ未曾有ノ工芸ハ之ヲ開興シ大ニ工産繁富仕候様注意罷在候處本邦工産ノ儀未曾有ノ箇所ハ蓋其業ニ於テ頗ル其技巧ヲ極メテ器械ノ便ナラサルアリ或ハ器械工芸共ニ其宜ヲ尽サ、ルアリ依之器械ノ便ナラザルハ之ヲ便ニシ技芸ノ尽サ、ルニ之ヲ教導シ未曾有の工芸ハ之ヲ開示シ可申之處西洋器械ノ儀ハ何レモ高価ニ付現ニ其運動効用ヲ示サ、レハ初ヨリ民間ニ於テ憤発新調ノ者無之ニ付本邦都会ノ各地ニ於テ器械ヲ設ケ衆人ヲシテ其妙用ヲ目撃セシメ遂ニ全国一般其利益ヲ詳知セシメ候様仕度候得共官費ヲ以テ各所ニ器械ヲ設クヘキ儀ニモ無之勸工之方法深く焦慮罷在候然ル處今般西京出張ニ付西陣機織場ヲ篤ト歴視仕候ニ各頗ル其技巧ヲ尽居候得共何分器械ノ便ナラザルカ為メ或ハ布帛ノ長短広狭意ニ任セサルアリ或ハ寸分ノ間終日ノ労費ス者アリテ未タ其功ヲ全フスル能ハス益本邦工業器械ノ便ナラサル概ネ此類ト推知甚情ムヘキ儀ニ付今般当省ニ於テ西洋器械二具ヲ買求メ先西陣へ暫ク貸与シ運用為仕候ハ、新故比較便否判然可仕然ル上筑前丹後陸前越後其外古来織物製出有名ノ地へ漸次貸廻シ広ク妙用利益ヲ知ラシメ候ハ、憤発翼塑追々於民間買求候者モ出来可申既ニ此際ニ至候ハ、特ニ機織ノ一業ニ限ラス百工ノ器械随テ行ハレ未曾有ノ工芸モ発興シ物産繁昌スルノ階梯トモ可相成就テハ西陣ニ於テ最機業精練ノ者兩人ヲ撰洋行為仕実地ヲモ篤ト見請サマ機器械二具買取ラセ申度候間器械代 (カ) 大國并右兩人洋行費用見積共別紙仕訳書之通御給与被成下候様仕度此段相伺候也

壬申三月二十八日

工部少輔 山尾庸三

正院御中

西洋織物器械代并洋行人費用凡積

一 千弗

是ハ綾織器械二具平織器械二具台二組買入代并海上運賃共一式

一 千六百弗

是ハ洋行兩人八ヶ月修行教授料并諸入費共凡積但一ヶ月一人百弗積

一 弍千弗

是ハ仏国迄兩人往返入用但片道一人五百弗積

合 四千六百弗

右ハ仏国ヨリ織物器械買取諸入費并兩人彼土在留往返諸入費共凡積書面之通御座候也

壬申三月

」

(『府県史料・京都府 政治部第三 勸業類』No.198、雄松堂マイクロフィルム)

<史料3>

「明治六年五月二日

○航遣ノ織工等。本年正月十三日ヲ以テ仏蘭西国リヨンニ達ス。乃チ西陣物産会社ニ来報シ。且ツ具サニ目撃スル所ノ器械ヲ状シ。ソノ買取ヲ勸ム。客月。会社等ソノ来書ヲ副シ。買輸事宜ヲ申請ス。是ノ日。之レヲ批許ス。

(中略)

別紙

一筆啓上(中略)無恙大日本正月十三日仏国リヨン絹織商ジスレイ殿方へ到着仕候尚向後勉励伝習可仕候(以下略)

明治六年酉正月二十一日認

佐倉常七

井上伊兵衛

吉田忠七 拝

澤田新七様

武本治兵衛様

竹内作兵衛様 貴下

尚添奉啓上候各様始御会社御一統益御壮栄・・小子我等御国発足後至着迄航海中様々変候<ママ>
△且数度碇泊場之事情奉申上候得共筆紙ニ難候仕候故尚帰国之上巨細奉申上候先ハ左ニ用向計荒増申上候

一然ハ。ジュールシスレイ殿・ルーイシスレイ殿・両家江依頼仕候處右兩人厚情ニ致呉同人之案内ニテ織屋方手業之平織機ヲ始高機或ハ蒸気仕掛之器械ニテ平絹織製造場巨細ニ便利ヲ尽其盛大盛事筆紙ヲ以テ逐一難申上二階之一層ニ平織器械六十挺計有リ下家ニ又三拾挺計有外ニ立扁并拔卷小枠ヲ不用シテ糸操等ニ迄器械ヲ以製造致居但シ人数ハ織器械壹挺ニ付壹人ツ、相掛居候得共切本之平絹六字ヨリ六字迄三丈余モ織物仕候又ハ器械ヲ以鋼織(「網織」カ)壹人ニテ拾幅之広ヲ織或ハ天鷲絨織杯、二枚カサネ織ニメ(ママ)二枚之間ニ刃物ヲ樋ノ如クニ通シ切離セハ銅線ヲ不用シテ天鷲絨ニ相成或ハ六尺幅ニテ丈六尺余之壹模様織之高機空引ヲ不用シテ織

揚又ハ蒸氣仕掛ヲ以壹家之内ニテ糸練ヲ始諸色染製場等ニ至ル迄逐一見物仕候然ル處右機械之代価凡千五百弗余ニ付猶数拾挺壹連ニ相成外ニ下機小器械等モ壹連ニ有之候間格外ニ大価ニ付速剋代価相分兼候様申居猶亦手業之平織器械壹具代価凡洋銀六拾弗位又綾織器械壹具凡洋銀百拾弗位ト申居外小道具ハ別段右手業器械ト申候得共尤我西陣在来之道具トハ格別ニテ(カ)樋ハ彈飛ニテ津卷(手織機ノ布捲キノビーム-川村)千切(整経した経糸を巻き付けているビーム-川村)ハ鉄造ノ齒車送ニメ(ママ)其外万事便利ヲ尽シ織方之義ハ余程手早ニ出来只蒸氣仕掛ニテハ車之運動無之耳尚高機之義モ手業ハ同断ニ有之候得共空引ヲ不用結機ヲ不用シテムヤ糸而已ニテ壹本ノ踏木ヲ以模様織出来可申候且亦織工教授并ニ居食料何程歟相對仕候處壹人壹ヶ月ニ付三百五拾フランク食料壹人壹ヶ月百五拾フランク合壹ヶ月五百フランクニ相成候此代洋銀凡九拾五弗ト相成且寢室之義ハ彼方ニ無之ト被申候付外宿屋方ニ滞留仕居此入費則別勘定ニ相成候右教受<ママ>食料甚高価奉存候間掛合相對仕候得共何分不通語之モノ江伝習ニ付夫々教師相添可申故学校入之訳ニハ相成不申ト申少モ引料不仕候右之通成行ニ御座候間蒸氣仕掛ケノ器械ハ迎モ此度之手当ニテハ買入難相成候ニ付先手業之平織器械同綾織器械其外小道具取揃買入可申積ニテ此織方ヲ始伝習仕居候此機械ニテ修業仕候ハ、蒸氣仕掛之器械織方モ同様ニ御座候事猶修行中勉強仕候得共製造方万端是迄ト相違之廉モ有之候ハ、至急ニ意得仕兼先八ヶ月モ相掛ルヘク哉ニ奉存候猶精々勉励仕早々帰国可仕候若又右蒸氣仕掛之器械御買入ニモ可相成義ニ御座候ハ、早速御答可被成下候様奉願上候先ハ右成行奉言上度如此御座候已上

酉正月二十一日 吉田 掛

物産会社 御世話役中様 貴下

」

『京都府百年の資料 2 商工』(京都府、昭和 47 年) No.264 「西陣物産会社器械買入を申請」、出典：『府県史料・京都府 政治部第三 勸業類』

<史料 4 >

「六月

○工部省及ヒ本府西陣物産会社需用ノ織具各色凡四拾余組ヲ仏蘭西国ニ購求シ。後チ之ヲ買輸入ス。

是ヨリ先キ本府参事榎村正直方サニ東京ニ派在シ。本件買輸入事宜ヲ以テ。工部大輔山尾庸三ト面議スル所アリ。工部大輔乃チ需品ヲ定メ。代価二千五百円ヲ参事モ付シ。ソノ購獲ヲ托ス。其囑移ニ曰ク。

過日及御直談置候器械別紙之通注文致度ニ付凡ニ金式千五百円差廻候間吉田忠七外式名之モ

ノへ買入方御達有之度尤右金高ニテ忒拾組買入不出来時宜考合ヲ以テ買入候様御取計有之度此段及御依頼候也

六年五月二十日 山尾工部大輔

榎村京都府参事殿

追テ御廻之証書正ニ落手候也 同上

別紙

一平織器械拾組 付属品共

一綾織器械拾組 同断

代金忒千五百円 同上

参事為メニ収証ヲ致シテ曰ク。前移ニ先タチ予シメ之レヲ致ス。今更ヲ以テ後先ス。

記

一金忒千五百円也

但平織器械拾組 付属品共代

綾織器械拾組 同断

右為替手形正ニ落手致候也

明治六年五月十九日 榎村京都府参事

山尾工部大輔殿 同上

(中略)

記

一金忒千五百円也

但平織器械拾組綾織器械拾組付属品共

右ハ仏国リヨン滞在西陣織工江工部省ヨリ注文器械代金引当トシテ別紙三井組為替手形ヲ以渡方相成候分即剋受取書差出請方之分出張所ヨリ差送候間御請置候テ追テ帰京之上取計方可致候條其段御承知置被下度候也

五月十九日 木村典事

鈴木大属殿

大野権大属殿

尚以出足前教師ヂユリ一江器械運賃等取調方相頼置候分御催促被成置可被下候尤工部省ニハ蒸氣器械ハ京師水理有之土地へハ無益ニ付成丈手織器械沢山ニ買入可然トノ事ニ付チユリ一<ママ>江注文ハ帰京之後可取計ニ付此段申添置候尤御疎モ有之間敷候江共西陣之輩へハ何レモ御噂無

之様致シ度候也

是ニ至テ本府需用ヲ并セ通計開單シ。以テ

本府留備仏蘭西語学教師レオンテユリーニ嘱購ス。單ニ曰ク。

記

一手業平絹織器械貳拾組（いつの間にか拾組が貳拾組となっている。この点不明。一川村）

但壹組代凡洋銀六拾弗位之分外ニ壹組別ニ附属品相添

一同綾絹織器械貳拾組

但壹組代凡前ニ準シ候分外ニ壹組別ニ附属品相添

右当府下西陣織工佐倉常七外貳名貴国リヨンニ於テ当時授業罷在候同品之器械属具トモ前書之通相求度尤代金ノ義ハ帰荷都度々々無相違可相払候條同人トモ帰国迄ニ当地江皆着候様御取謀有之度此段及御頼談候也

明治六年六月

京都府

レワンデュリー 貴下

同上

」

〔『京都府百年の資料 2 商工』No.265「西陣物産会社需用の織具仏蘭西国に購求一明治六年一」、出典：『府県史料・京都府 政治部第三 勸業類』〕

<史料5>（京都府とエミール・ギメの条約書添付）

「 明治十年四月十五日

是ヨリ先キ府民歌原十三郎近藤徳太郎等仏国遣官エミールギメ氏ノ請ニ応シ方ニ彼国ニ渡航センコトヲ連署シテ本府ニ申請ス是日本府之レヲ内務省ニ介申ス後チ省批アリ聴サ、ルヲ以テ竟ニ航海ヲ果サス

本府介申

勸第二百二十号

仏蘭西国遣官エミールギメ氏請募ニ応シ学生渡航為致度義ニ付伺

当府平民下京第五区油屋町歌原十三郎上京第二十四区三本木町近藤徳太郎義今般帰国遣官エミールギメ氏請募ヲ以彼国リワン府ニ開設スル学校ニ於テ和漢学生徒ニ教授スル補助トナスヘキタメ既ニ仏語ヲ学ヒ得タル日本学生ヲ雇ヒ其給料ニ換ルニ各所欲ノ一科ノ芸術ヲ学ハシメ可支給就テハ京都ノ義ハ土風人工精リワン府ト趣ヲ全スルヲ以テ互ニ工技ヲ交換伝習シテ相共ニ物産ヲ興起スヘキ通義アリ故ニ府下人民ノ内ニ就テ工事学業ニ志アル者ヲ相雇ヒ度事仏国ジュ

リー氏ハ久敷府下ニ在テ教育シタル生徒アリト聞キ致相談候處右兩人エヲシテ今般巡視シ全行
タラシム因テ其才氣見ル所アルヲ知ル尚外ニ老人ジュリー門弟ノ内ニテ相撰申度趣ヲ以テ懇ニ
願出申候当府下之義ハ既ニ先年西陣織工ヲモ彼地ニ航シ伝習セシメ続テ此生徒等何レモ仏国ニ
渡航致サセ諸種ノ工業ヲ研究熟知セシメ物産進歩ノ道ヲ拡張致シ度目的ニテ専ラ府庁ヨリ保護
ヲ加ヘ勸奨修学為致有之候者トモニ候處幸ヒギメー氏ニ被相雇候好機会ニ付何卒仏国渡航ノ上
ニヶ年間在留之義御免許相成候ハ、別紙条約書之趣ヲ以取計申度則本人願書相添此段相伺候也
明治十年四月十五日 京都府知事榎村正直 内務卿大久保利通殿

尚本文之趣一応相伺候上可及条約管ニ候得トモギメー氏義帰航差急キ候ニ付為手回条約書為取
換尤御免許ヲ得サルニ非サレハ遵行セサルヘキ旨ヲ末条ニ書加候義ニ有之且工業上ニ関スル事
ニ付御省ヘ伺出申候可然御指揮被下度且外務卿ヘモ全様書面差出置候也

別紙

條約書

今般仏国エミールギメ氏全国里昂府ニ於テ和仏学校ヲ設立スルニ付テハ皇漢ニ学ヲ仏生ニ教授
シ日本幼生ハ各其志ス学ニ従事シ側ラ仏語ヲ該校ニ於学ブヲ得ルモノナリ付テハ該校設立ノ為
エミールギメ氏自費ヲ以己ニ仏語ヲ学ビタル日本請三四人ヲ雇入レ教授補助タラシメント欲シ
京都府ト同氏ト条約スル左ノ如シ

第一條

仏国エミールギメ氏ノ雇ニ応シ日本京都府下ヨリ曩ニレフンデユリー氏ニ就キ仏語修業セシ学
生四人自費ヲ以リフン府迄渡航スベキ事

第二條

四人ノ学生仏国在留ノ期限ハ仏国到着ノ日ヨリ滿ニヶ年タルベシ尤其在留中ノ賄代宿料学費ハ
エミールギメ氏ノ費タルベシ

第三條

若シエミールギメ氏事故アリ期不滿ニメ<ママ>放免スルトキハ全氏帰旅費ヲ給与スベシ尤モ学生
疾病ニ因リ止ムヲ得ス半途ニシテ帰国シ或ハ学生ノ行状悪シキガ為メ放免サル、トキハ其限り
ニアラス

第四條

エミールギメ氏四人ノ学生ヲ雇フニヶ年ノ期ヲ以スレバ滿期前事故アリトモ日本政府ヨリ学
生ニ帰国ヲ命ズルノ權ナカルベシ尤モ其帰国旅費及仏国滞在中ノ一切入費ヲエミールギメ氏ニ
償フニ於テハ其限ニアラス

第五條

学生留学條約ノ通ニケ年満期スレバ帰国旅費自費タルベシ

第六條

四名ノ学生各々目的ニ応シ専ラ從事セント欲スル學術ハ則エミールギメ氏各々適宜ノ教師ヲ撰
ヒ之レニ就カシメ勉強セシムヘシ

第七條

四人ノ学生学校ノ雇ナルヲ以和漢学伝授及其長エミールギメ氏要用ノ翻譯等ニ関セハ学校及其
長エミールギメ氏ノ命ニ背クラ得ズ

第八條

今般設立ノ学校ニ入学スルト日本学生祝日ハ和服ヲ着用スベキ事附テハ和服着用ノ免許コレア
ルベシ

但シ臨時和服ヲ用ユルコトモ亦アルベシ衣服ハ学生ノ自費タルベシ

第九條

学生一身上ニ係ル貸借等ハ府庁ニ於テ関係セサルベシ

第十條

現今取窮メタル渡航ノ学生ハ近藤徳太郎歌原十三郎ナリ其他ノ二人ハ追テ決定スベシ

右ノ條約ハ日本政府ヘ伺出免許ヲ得テ遵行スヘキニ付若シ許可ナキハ取消タルベキ事

明治九年代十一月

京都府権知事榎村正直 印

京都府権参事谷口起孝 印

エミールギメ 印

○

仏蘭西国遣官エミールギメ氏雇入ヲ以致渡航度儀ニ付御願

京都府平民

下京第五区油屋町

歌原庄兵衛男

歌原十三郎 十七年八ヶ月

上京区二十四区三本木丁

近藤徳太郎 十九年五ヶ月

私共儀

去ル明治二年京都府下小学校語設置之節ヨリ入校修行仕同五年二月ヨリ仏学校教師レランジュリー氏ニ付諸語学伝習中全氏開成学校へ御雇相成候ニ付随從東京へ罷越即今十三郎儀ハ外国語学校へ入学上等二級生ニ有之徳太郎儀ハ勸業寮製糸場ニテ修業罷在候處今般仏国遣官エミールギメ氏リラン府ニテ学校ヲ設ケ仏国生徒へ皇漢学ヲ習受セシメント欲スルヲ以已ニ仏語ヲ解シ得タル日本学生ヲ雇入教授補助ニ致シ且彼国工ノ一科ヲ交換伝習セシムヘキニ付別段ニ雇料ハ無之在留中宿料賄代等ノ諸費ハギメー氏ヨリ可支給往返ノ船賃ハ自費可相弁約束ヲ以私共兩人外ニ当地ノ学生ニテジュリー氏ノ門人東京在学ノ内ヲエ撰二人相雇申度御府庁ヘギメー氏ヨリ願出候私共儀ハ年来御府庁特別ノ御恩義ヲ受ケ内外ノ学業ニ従事シ殊ニ今般仏国江渡航仕候得バ彼国生徒ト教授ノ余暇ヲ以テ一科ノ工技ヲ專修シ滿二ヶ年ノ在留中ニ成業仕帰朝ノ上ハ御府下工職進歩ノ一端ヲモ禱補可致志願ニ御座候何卒ギメー氏雇入ヲ以仏国ニ渡航ノ上滿二ヶ年在留之儀御免許被成下度奉願候以上

明治九年十一月

歌原十三郎 印

十三郎父 歌原庄兵衛 印

戸長 人見源兵衛 印

近藤徳太郎 印

戸長 黒崎勘七 印

京都府権知事植村正直殿

内務省指令

書面伺之趣ハ條約面疎漏ニ付難聞届候條猶精密取調更ニ可伺出事

明治十年五月二十一日

内務卿大久保利通代理

内務少輔前島 密 印

」

(『府県史料・京都府 政治部 学政類 海外留学』No.202、雄松堂マイクロフィルム)

<史料6> (京都府とレオン・デュリーとの条約書)

「勸第七拾四号

仏蘭西国江生徒渡航留学之儀ニ付申牒

当府下平民近藤徳太郎歌原十三郎今西直次郎始メ生徒八名仏人レランジュリー氏ニ随從彼地へ渡航為致内四人ハ同氏ヨリ兼テ教授ヲ受候者ヲ撰留学三ヶ年ト定四人ハ幼年生徒ニテ新ニ就学之者ニ付四年ヲ以テ期トシ別紙條約書之通修学費用ヲ支給スルニ至ル迄同氏へ依托監督セシメ後來府下有用之諸業ヲ習熟為致度彼国リヨン府ハ工業製作ヲ以名ヲ得タル都邑ニシテ土風民業粗

京都ト趣ヲ同フスルヲ以該地ニ就テ修業セシムル時ハ学識実業ヲ兼帰朝之后府下ノ民産工芸ノ
進歩ヲ助クヘキ学生ヲ成業為サンコト疑ヲ不容趣ジュリー氏懇諭致候ニ付資費ノ金額ハ当府勸
業課ニ於テ方法取設資與候條此段御承了相成度依テ上申仕候也

明治十年七月 京都府知事榎村正直 印（朱書）

内務卿大久保利通殿

別紙（朱書）

大日本京都府下仏国レワンジュリー氏ト約シ京都府下ヨリ生徒八名ヲジュリー氏ニ依托シ仏
国ニ渡航セシメ文学工芸ノ中物産ヲ興シ民業ヲ利スルコトヲ修業セシムル為ニ取結条件左ノ
如シ

第一條

八名ノ生徒ハ近藤徳太郎歌原十三郎今西直次郎横田萬壽之助四名ノ旧生徒ト及今般撰挙スル中
西米太郎稲畑勝太郎横田重一佐藤友太郎四名ノ新生徒ニシテ其性質実着ニシテ学事修業必勉強
耐忍成効ヲ遂クヘキ見込アルモノトス

第二條

ジュリー氏ハ此八名ノ生徒ヲ引率シテ仏国ニ歸リ各其方ノ向フ所ヲ撰シテ就学セシムメ始終監
督保護シ府庁ト父母ト二代ツテ彼等カー身上ノ事ニ就テ勸懲督責ノ權ヲ委任ス

第三條

仏国留学ノ期限ハ該地到着ノ日ヨリ旧生徒四人ハ滿三ヶ年新生徒ハ滿四年タル可シ

第四條

ジュリー氏仏国ニテ四ヶ年間生徒ヲ監督スルノ厚志ニ対シ謝儀トシテ一ヶ月金五拾円ツヽ給与
スヘシ

第五條

生徒八名ノ航海船賃及ヒ一切ノ費用見積左ノ如シ

一 金壹萬四千六百円 但經費総額

内

金三千貳百円 横浜ヨリマルセーユ迄渡航費

八人分往返壹人ニ付四百円

金 六百円 マルセーユヨリリワン迄旅費并不時入費

共八人分但一人ニ付往返七拾五円ツヽ

金三千六百円 旧生徒四人三ヶ年分費用但一ヶ月一人ニ

付衣服食料等都テノ諸費貳拾五円ツゝ

金四千八百円 新生徒四人四ヶ

年分費用同断

金貳千四百円 ジュリー氏四ヶ年分謝

儀一ヶ月五拾円ツゝ

右ノ見積ヲ以テ費用総額ト定ムヘシ

第六條

右定額金ノ内左ノ割合ヲ以支給スヘシ

一 金四千九百円 横浜出航迄ニ渡ス

此訳

金千六百元 航海八人分片道船賃

金 三百円 リヨン迄旅費其外共右同断

金貳千四百円 生徒八人一ヶ年月費一ヶ月貳拾五円ツゝ

金 六百元 ジュリー氏謝儀

↙

一 金三千円 明治十一年十一月仏国ニ在日本公使館ヨリ渡スヘシ

此訳

金貳千四百円 生徒八人一ヶ年分費用

金 六百元 ジュリー氏謝儀

↙

一 金三千九百五拾円 明治十二年十一月右同断

此訳

金貳千四百円 生徒八人分一ヶ年分費用

金 六百元 ジュリー氏謝儀

金 百五拾円 旧生徒マルセーユ迄片道旅費

金 八百元 旧生徒四人渡航運賃

↙

一 金貳千百五拾円 明治十三年十一月右同断

此訳

金千貳百円 新生徒四人費用一ヶ年分

金 六百元 ジュリー氏謝儀
金 百五十円 新生徒帰航マルセーユ迄片道旅費
金 八百元 新生徒帰航運賃

✂

✂ 金壹萬四千六百元

右之手続ニ從テ經費支給ノ規則ヲ設ク尚實際ニ當テ変交スヘキ事アラハ其事由ヲジュリー氏ヨリ府庁ヘ報知シテ之ヲ改正スルコトモアルヘシ

第七條

生徒等ニ学ハシムル学業ハ後來物産工業ヲ起立スル為メナレハ凡ソ左ノ科目ニ就テ修業セシムルヘシ

舎密術 染法ノ研究等ヲ主トス
機織術 織物機織ノ運用ヲ学ヒ羅紗毛織ノ仕方ヲモ研究セシムルヘシ
鉱山学
諸技術 陶器ノ製法其他工職上ニ有益ナルコトヲ学ハシムヘシ
醸造術 ビール葡萄酒其外ノ醸造品ノ方法ヲ研究セシムベシ

但天文歴史窮理法律ノ如キハ右ニ挙ル所ノ学芸上ニ就テ要用ノ大意ヲ知ルニ止リ即今工商ノ業ニ急務ナラサル高尚ノ学ヲ修タル為メ期日ヲ費スヲ禁ス唯原理ト実理ト両カラ研究熟スルヲ要ス

第八條

生徒滞在中ジュリー氏事故アリテ監督ヲ断ル程ノ儀アレハ同氏ヨリ年期中修業ヲ擁護シ得ヘキ看護人ヲジュリー氏ヨリ撰ヒ其事ヲ京都府ニ協議ノ上決定スヘシ

明治十年七月 大日本京都府知事榎村正直

西曆千八百七十七年第四月 仏蘭西国 レオンジュリー

」

(『京都府百年の資料 5 教育』(京都府、昭和 47 年) No.165 「歌原十三郎らのフランス留学に関する本府申稟他」、出典：『府県史料・京都府 学校類』)

<史料 7 >

「 仏学旧生徒 近藤徳太郎 歌原十三郎 今西直次郎 横田萬壽之助

同 新生徒 中西米太郎 稲畑勝太郎 横田重一 佐藤友太郎

右ハ今般ジュリー氏ニ随從仏国ヘ渡航シ留学セシムヘキニヨリ各左ノ条件ヲ挙テ示ス

第一條

汝等ヲシテ諸種ノ学科ヲ分チ学ハシムルカ為メニ彼国ノ学校及ヒ諸教師ニ從学セシメ必ス成業ノ結果ニ至迄ヲ府庁ト父母ニカワツテ監督保護スヘキコトヲジュリー氏ニ委任シタルヲ以テ其指揮ニ随ヒ勉学ス可シ

第二條

留学ノ期限旧生徒四名ハ彼地到着ヨリ滿三ヶ年數年ノ間既ニ学フ所アレハナリ新生徒ハ滿四ヶ年仏学ノ大意ヲモ弁知セサルヲ以ナリヲ期トス

第三條

航海費ヲ初メ万般ノ需用金額ハ都テジュリー氏ニ渡シ置候ニ付同氏ヨリ受取ヘシ若シ一己格別ノ經費ヲ要スルトモジュリー氏ノ承諾ヲ歷テ之ヲ稟告スルニ非サレハ送還セサル可シ

第四條

府庁費用ヲ給シ汝等ヲシテ修学セシムルノ趣意ハ彼国リヤン府ハ其土風工業粗京都ニ同シキヲ以テ実地ニ就キ習ヒ得セシムルトキハ大ニ民産工芸ノ進歩ヲ増シ後來府下有用ノ学識実業兼備ル人物ヲ養殖スル基礎トナル事ナレハ厚ク其意ヲ体スヘシ負担ニ恥ル勿レ

第五條

然シテ学フヘキ術業ハ

- 舎密術 染法ノ研究等ヲ主トス
- 機械学 織物機械ノ運用ヲ学ヒ羅紗毛織ノ仕方ヲモ研究スヘシ
- 鉱山学 諸礦物ヲ発見シ製鍊作用ノ道ヲ知ル
- 諸技術 陶器ノ製造其他工織上ニ有益ナルコトヲ学フベシ
- 釀酒法 ヒール葡萄酒酒其外釀造品ノ方法ヲ研究ス

右ハ府下ノ有益ヲ起ス必学ナリ

法律学

歴史学

右ハ普通ヲ了知スルトモ専門ニ成業シテ物産工業ノ用ヲ為サズ需メテ学フニ及ハズ諸事ジュリー氏ノ指示ニ從ヒ学校ノ規則ヲ守リ勉メテ成效ヲ奏ス可シ

明治十年八月

京都府知事榎村正直

」

(＜史料6＞と同じ)

<史料 8 >

「勸第七拾三号

仏蘭西国へ生徒渡航学之儀上申書中費用支給之設法具伸可致御推問致承知候右資費之金額ハ管下遊所へ賦課スル遊女席貸等ノ税金ハ予而府税外ニテ地方限リ処分之指令有之事ニ付右之内ヲ以支給候時ハ則浮業遊惰ノ徒ヨリ徴収シテ有用ノ工技学業ヲ扶クル転化法トモ可相成見込ニ付別紙概算之通勸業課ニ於テ取纏逐次送付可致候條此段承了相成度依テ及御答候也

明治十年八月十日 京都府知事榎村正直 内務省庶務局長 権大書記官 松平正直殿 』

「別紙（朱書） 仏蘭西航海生徒費用支給原資金概算

一 金壹萬五千元 遊所税之内ヲ以支給ノ積

但明治十年中税金凡一ヶ月式千五百円ノ内半方千貳百五十拾円ヲ以テ費用ノ資ニ充ツ 』

(『府県史料・京都府』「政治部 学政類 海外留学」No.202、雄松堂マイクロフィルム)

[備考] リヨン留学生留学費用見積

・船賃（横浜～マルセーユ、400 円× 8 人）	3,200 円
・旅費（マルセーユ～リヨン、75 円× 8 人）	600 円
・旧生徒年間費用（衣服食料等一切、1 ヶ月 25 円× 4 人×36 ヶ月）	3,600 円
・新生徒同（同、1 ヶ月 25 円× 4 人×48 ヶ月）	4,800 円
・デュリー謝儀（1 ヶ月 50 円× 4 8 ヶ月）	2,400 円
合 計	14,600 円)

<資料 1 >

Ecole de Commerce; création d'une section de tissage—Le précédent Compte-rendu a fait connaître la part importante prise par la Chambre dans les dépenses nécessitées par la création d'une section de tissage à l'Ecole de commerce. Dans sa séance du 29 juin 1876, la Chambre avait voté à cet effet une somme de 50,000 francs. La montant de cette subvention a été pris sur les recettes de la Condition des soies pour l'exercice de 1877 et versé à l'Ecole de commerce. (Lettre du 8 février) (pp.135).

(“COMTE-RENDU DES TRAVAUX DE LA CHAMBRE DE COMMERCE DE LYON ANNÉE 1877”, LYON, 1878) (『1877 年 リヨン商業会議所事業報告』)

<資料 2 >

SECTION DU TISSAGE

Plusieurs familles de Lyon et de la région demandèrent, en 1876, qu'il fût créé à l'Ecole un enseignement du tissage qui permît aux jeunes gens, se destinant à la carrière de fabricant de soieries, d'apprendre simultanément la théorie et la pratique du tissage, ainsi que l'emploi des métiers mécaniques. Saisi de cette demande, le Conseil d'administration, après avoir consulté la Chambre de commerce, décida d'y donner suite dès la rentrée suivante. Des locaux spéciaux furent rapidement aménagés dans ce but, et, au mois d'octobre, les cours de tissage s'ouvrirent avec 15 métiers, dont 4 mécaniques. Progressivement le nombre des métiers mécaniques s'accrut, grâce à la générosité de plusieurs constructeurs, tels que MM. Diederichs, de Bourgoïn; la Société Alsacienne de Mulhouse; Honnegger, de Rûti; Tonnar, de Dülken; G. Diederichs, de Sainte-Colombe; Nanterme et C^{ie}; Verdol; Schweiter de Horgen; Stübli, de Faverge; Meyer, de Lyon; Brisset, de Voiron.

Actuellement, l'Ecole possède 37 métiers mécaniques, 14 métiers à bras et tout l'outillage nécessaire à la préparation des soies destinées au tissage: filature, moulinage, ourdissage et lisage. Pour contenir tout ce matériel des plus perfectionnés, on a dû édifier dans la cour de l'immeuble un vaste où tout le matériel est actionné par l'électricité.

L'enseignement du tissage fut au début, confié à M. Maisiat; en 1878, il dut être remplacé par M. Loir, dont les leçons sont, à juste raison, universellement appréciées. Il a comme collaborateur, depuis 1902, M. Payerne, qui a été aussi chargé du cours de teinture.

Jusqu'en 1890 la durée du cours de tissage ne comportait qu'une année, avec attribution de diplômes aux élèves qui en étaient jugés dignes après examen. A partir de cette date, afin de faire bénéficier les élèves tisseurs des avantages de la nouvelle loi militaire, il fut créé une section dite du commerce spécial des soieries, qui comprenait deux années d'études. En dehors des cours de tissage, les élèves devaient suivre des cours communs avec la section du commerce: comptabilité, législation, langues vivantes, géographie. Actuellement, la section de la soierie comprend trois sortes de cours:

1° L'enseignement normal en deux années, qui permet, à côté d'une préparation technique plus complète, de donner une formation commerciale qui n'est pas moins utile que la première au fabricant de soieries;

2° L'enseignement spécial en une année, qui ne porte que sur la théorie et la pratique du tissage, et qui sert aussi à compléter la préparation des ingénieurs tisseurs dont l'instruction mécanique a été commencée à l'Ecole Centrale lyonnaise;

3° L'enseignement du garage, en un semestre, qui est un cours complémentaire d'instruction pratique réservé aux ouvriers gareurs. Ce cours a été institué sur la demande de la Fabrique lyonnaise.

Un diplôme est décerné aux élèves de l'Enseignement normal, qui, aux examens de fin d'année, obtiennent la moyenne de 65 pour 100 du total des points.

Les élèves qui ne passent qu'une année à l'École ou qui ne réunissent pas le nombre de points nécessaire pour obtenir le certificate d'études, soit 55 pour 100, reçoivent une attestation d'étude. (pp.14-16)

(“LES CINQUANTE PREMIERES ANNÉES DE L'ÉCOLE SUPERIEURE DE COMMERCE DE LYON”, LYON, 1923) (『リヨン高等商業学校の51年目』)

<資料3>

ORGANISATION FINANCIÈRE

L'École avait été créée sous forme de Société par actions au capital de 1,120,000fr., représenté par 2,240 actions de 500 francs.

Au moment de la fondation, ces actions furent libérées		
de 300 francs, soit	Fr.	672.000
La Chambre de commerce souscripteur de 200 actions les libéra entièrement en 1881 et versa à l'École	Fr.	40.000
En 1876, elle avait fait don pour la construction de l'école de tissage de	Fr.	50.000
Auxquels elle ajouta en 1887, pour compléter l'outillage de nos ateliers	Fr.	7.000
En 1886, il fut fait un appel de fonds de 50 francs par action qui produisit	Fr.	<u>100.000</u>
Capital encaissé jusqu'à ce jour	Fr.	869.000

qui se trouve représenté par l'immeuble occupé par l'École avec tous les travaux faits au début pour l'approprier à sa nouvelle destination; par les bâtiments édifiés depuis lors, le matériel scolaire, la bibliothèque, le musée des marchandises, l'outillage spécial à l'enseignement du tissage, enfin par des valeurs mobilières et des fonds disponibles s'élevant à 126.000 francs. On peut estimer à 300 francs environ

la valeur représentative d'une action.

L'Etat avait bien voulu participer a cette œuvre d'utilité publique en nous accordant une subvention annuelle de 1876 a 1895: nous avons touché de ce chef 129.000 francs répartis en 20 exercices.

En dehors de cette participation de l'Etat, qui a été elle-même supprimée depuis onze ans l'École n'a jamais reçu aucune autre subvention et a dû se suffire avec les rétributions scolaires payées par les élèves.

Celles-ci sont fixées à :

- 500 francs pour le cours préparatoire ;
- 600 — pour la section du commerce général ;
- 750 — pour les sections spéciales ;
- 800 — pour le cours de tissage (élèves français);
- 1,200 — — — (élèves étrangers)

C'est avec ces seules ressources que l'École doit traire face à toutes ses dépenses qui sont considérable et s'élèvent aujourd'hui à 120.000 francs.

Aussi, dans les années ou le chiffre de nos élèves était descendu au-dessous de 100, notre budget n'avait pu s'équilibrer et nous avons entamé notre capital roulant; mais depuis quelques années nous avons pu le reconstituer grâce aux petits excédents de recettes, tout en créant une caisse de retraite en faveur de ceux de nos professeurs qui se consacrent entièrement à l'enseignement. Cette caisse est alimentée par les retenues opérés sur les traitements et par les dons de l'École. Toutefois, il est à remarquer que pendant cette période de vingt-cinq années, les actionnaires de l'École n'ont touché aucun intérêt des sommes versées, aussi devons-nous leur être profondément reconnaissants du sacrifice qu'ils n'ont pas craint de faire dans un but d'intérêt général, pour doter leur cite d'un enseignement supérieur où la jeunesse vient puiser les connaissances devenues indispensable pour soutenir la vieille réputation de l'industrie et du commerce lyonnais.(pp.19-20)

("BULLETIN TRIMESTRIEL DE L'ASSOCIATION DES ANCIENS ÉLÈVES DE L'ÉCOLE SUPÉRIEURE DE COMMERCE ET DE TISSAGE DE LYON, SOMMAIRE DU N°62") (『リヨン商業・織物学校同窓会季報』62号、1898年5月)

<資料4>

BOURSES

Les rétributions scolaires élevées que l'Ecole est obligée d'exiger de ses élèves pour pouvoir subvenir a

ses dépenses en auraient rendu l'accès impossible aux jeunes gens peu fortunés si, dès le début, des bourses n'avaient été fondées par l'Etat, la Ville et Chambre de commerce.

Celles de l'Etat, au nombre de quatre, s'appliquent à tous les Français; celles de la Ville, au nombre de cinq, sont réservées aux jeunes gens sortant des écoles primaires supérieures ou de la Martinière. Enfin, les cinq bourses de la Chambre de commerce sont attribuées aux fils d'employés de commerce ou de négociants sortis des affaires sans y avoir réussi. Constatons à propos de ces bourses, que la grande majorité des élèves qui nous sont arrivés par cette voie ont été de bons sujets et se sont fait une situation dans les maisons où ils étaient entrés.(pp.20-21)

("BULLETIN TRIMESTRIEL DE L'ASSOCIATION DES ANCIENS ÉLÈVES DE L'ÉCOLE SUPÉRIEURE DE COMMERCE ET DE TISSAGE DE LYON, SOMMAIRE DU N°62") (『リヨン商業・織物学校同窓会季報』62号、1898年5月)

<資料5>

ÉLÈVES ETRANGERS

L'École a toujours ouvert ses portes aux étrangers. Au point de vue de l'enseignement commercial, l'utilité de cette hospitalité n'a jamais été contestée, tout le monde s'accordant à reconnaître que notre commerce extérieur ne peut qu'y gagner; mais au point de vue de l'enseignement du tissage, quelques critiques ont été formulées qu'il n'est pas difficile de réduire à néant.(pp.18)

Avant l'ouverture du cours de tissage à l'École, les étrangers n'en venaient pas moins de longue date à Lyon apprendre nos procédés de fabrication chez les professeurs particuliers et dans les ateliers des maîtres-ouvriers pour en faire profiter les industries rivales. Celles-ci étaient en pleine prospérité, lorsque notre École s'ouvrit, et plus avancées que nous au point de vue du tissage mécanique, nous avons beaucoup à apprendre chez elles; or, les écoles étrangères nous étaient ouvertes, nous ne pouvions refuser l'entrée de la notre.(pp.18)

Pendant les vingt-cinq années écoulées, nous avons reçu 248 élèves étrangers que nous groupons de la façon suivante au point de vue de la nationalité:

49 Alsaciens; 44 Italiens; 37 Suisses; 25 Anglais; 24 Espagnols; 14 Russes;
13 Allemands; 12 Américains; 7 Autrichiens; 6 Japonais; 5 Turcs; 3 Hollandais;
3 Grecs; 3 des Provinces Danubiennes; 2 Portugais; 1 Belge. Total: 248. (pp.18)

La moyenne par année a donc été de 10; toutefois ce chiffre tend à diminuer, pour l'exercice courant il n'est que de 7; cela tient d'une part aux Écoles de commerce qui se sont ouvertes en pays étrangers et notamment en Italie, d'autre part, à la disposition des nouveaux règlements qui oblige les étrangers à subir le concours d'admission sur le même pied que les Français s'ils veulent obtenir le diplôme supérieur. Le ministre du Commerce peut bien leur accorder l'autorisation de suivre nos cours à titre étranger, mais ils perdent par cela même le droit au diplôme. Cette considération en arête quelques-uns. (pp.19)

("BULLETIN TRIMESTRIEL DE L'ASSOCIATION DES ANCIENS ÉLÈVES DE L'ÉCOLE SUPÉRIEURE DE COMMERCE ET DE TISSAGE DE LYON SOMMAIRE DU N°62") (『リヨン商業・織物学校同窓会季報』62号、1898年5月)

<資料6>

ASSOCIATION AMICALE DES ANCIENS ÉLÈVES DE L'ÉCOLE

Dès 1877, les jeunes gens sortis de l'École se groupèrent pour former une association dans le but d'entretenir parmi eux l'esprit de camaraderie et de faciliter leur placement.

Grâce à l'intelligente activité et au zèle infatigable de son président fondateur, M. P. Pagnon, la jeune Association prit un rapide développement, qui se continue sous son nouveau président, M. Étienne Testenoire, fils du regretté fondateur de l'École, dont il a gardé le grand attachement à tout ce qui touche à notre institution.

L'Association compte actuellement un millier d'adhérents; elle publie un Bulletin trimestriel et un Annuaire où se trouvent l'adresse et la situation occupée par chacun de ses membres.

Elle entretient les rapports les plus étroits avec l'École, dont le Conseil d'administration et le Directeur figurent sur la liste de ses membres honoraires.

La direction de l'École n'a qu'à se louer du concours toujours empressé qu'elle trouve auprès du bureau de l'Association pour l'aider à placer à la fin de chaque année ceux de ses élèves sortants dont les familles ne sont pas dans les affaires (pp.21)

("BULLETIN TRIMESTRIEL DE L'ASSOCIATION DES ANCIENS ÉLÈVES DE L'ÉCOLE SUPÉRIEURE DE COMMERCE ET DE TISSAGE DE LYON, SOMMAIRE DU N°62") (『リヨン商業・織物学校同窓会季報』62号、1898年5月)